

三井家同族会管理部会議録（その二）

管理部の時代

管理部ならびに「管理部会議録」については前号で解説したので、ここでは「管理部会議録」が記録された時代について若干のべておこう。三井の新たな事業統轄機関として管理部が設置された明治三〇年代は、三井の事業にとって画期的な時期であった。

一言で云うならば、三井家事業の三井一家による集中統轄ならびに共有体制が、明治二六年三井家同族会成立、明治三三年三井家憲施行等形成期の三井財閥における一連の機構改革をへて、不動のものに固まりつゝあつた時代であり、また、その過程と相俟つて、三井家事業の飛躍的發展が達成された時代であつた。三井の發展は、それがめざましければめざましいほど、他面で急成長による危険を孕む事態であつた。このような事情が管理部設置の直接の理由であり、「管理」とは、三井家事業の整理再編をふくむ積極的な管理を意味したのである。

明治三五年四月、管理部発足後最初におこなわれた仕事は、銀

行、物産、鉱山、呉服店の四直轄事業にたいする視察調査であり、その検討をふまえて事業の拡大に対応した整理の実行であつた。この時、検討の素材となつた視察報告書やそれに類する資料として、「三井銀行視察報告書（明治三五年九月）」、「三井物産合名会社概覽（明治三六年一〇月）」（以上『三井事業史資料篇三』所収）などがある。

このような調査資料をもとに検討された事業上の主要な問題はつぎのようであつた。

○三井銀行 固定資金の整理、不良株券の処分、支店の整理・統合など、明治二〇年代半ばの整理にたいして、第二次整理ともいへべき改革の断行。

○三井物産 取扱い商品の多角化と生産部門への投融資増大、商売の拡大と増資問題など。

○三井鉱山 芝浦製作所の処分問題、三池炭直積の三池築港計画、筑豊への鉱区拡大など。

○三井呉服店 直営製糸所の処分問題、呉服店自体の独立問

題など。

○その他の事業 九州紡績など関係紡績会社の鑑淵紡績への

集中、王子製紙の再建、品川毛織の設立、京仁・京釜鉄道への投資問題など。

いずれも三井家事業全体の帰趨にかかわる問題として、管理部の調査をもとに管理部会議で十分検討され、結着がつけられていった。その間の経過を知る記録として「管理部会議録」が重要な資料であることはいうまでもあるまい。

三井銀行は明治三五、六年に第二次整理をおわり、いわゆる「商業銀行」へ脱皮し、同時に三井財閥の機関銀行の性格を強めることになった。三井物産は商売拡大にともなう資金需要増に備えて、明治三六年六月資力一〇〇〇万円への増加に踏み切った。また、三井鉱山では三池払下げ年賦金を完済した明治三五年末、予算四〇〇万円の巨費で三池築港に乗り出した。三井呉服店直営の富岡など四製糸場は、明治三五年九月いずれも原商店へ売却された。長年の懸案となっていた芝浦製作所は、明治三七年五月株式会社となって独立し、また、三井呉服店も同年末、株式会社三越呉服店となって独立した。

このように管理部では既存事業の再編成だけでなく、新規投資をふくめて三井家事業の拡大の再編成を実行したのであった。三井家事業の利益金は各営業店から社員配当金・共用費・重役賞与金・営業準備金などの名目で三井家同族会事務局に上納され、そこでプールのうえ、改めて同族各家歳費・積立金・重役分配金・

事務局費などに配分され、残りが事業資金として管理部の運用にまかされたのである。この同族会事務局に蓄積された事業資金は、当初三井家憲第七二条の規定による「営業準備金」のみであったが、管理部設置後の明治三五年六月に「特別営業準備金」が、また翌三六年六月に「臨時準備金」が新設され、それに応じて各営業店からの徴収が始まると、蓄積資金は著増することになった。こうして管理部は、著増する運用資金を基礎に名実ともなって財閥本部の機能を果たすことになったのである。(松元 宏)

凡例

一、本号には「管理部会議録」第二号冊明治三六年度分を全文収録した。明治三五年度分第一号冊は前号(『三井文庫論叢第一七号』)に掲載してある。

一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび平仮名片仮名の混用は原文のままとした。

一、読みやすくするため、適宜に句読点を加えた。

一、朱書は「」でくくり、右肩に(朱書)と注記した。

一、印判はその位置に○印をつけて(印)あるいは(某印)と注記し、花押および自署はその位置に(花押)、(自署)と注記し、また姓名がなく花押のみがある場合、(花押)(某)とした。

一、抹消個所で朱で消された文字には左傍に々をつけた。

(表紙)

明治三十六年度分

管理部會議錄

第貳号

(原寸 縦 233mm, 横 159mm)

管理部會議錄

第貳号

明治三十六癸卯年壹月起

一月七日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ可否
ヲ問ヒタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

(自書)(岡塚勝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一三井銀行提出、明治三十五年下期利益分配案

本分配案中「別段積立金」トアルヲ「滯貨準備積立金」ト修

正可決ス
以上

一月十六日(金曜日) 午後一時半第壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井泰之助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(岡塚勝印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一三井銀行滯貨準備積立金ニ関スル件

可決

三井銀行三十五年下期純益金參拾六万參千拾四円九錢壹厘ノ

内

金拾万円也

積立金

金拾五万円也

滯貨準備積立金

計金貳拾五万円也

ヲ会社契約第四十五條ノ規定ニ依ル積立金ト見做シ候ニ就テ
ハ、滯貨準備積立金ヨリ支出セントスル場合ニハ積立金支出
ト同様ニ、同族会ノ認可ヲ經ベキ

一三井鉱山会社提出、三池築港費支弁ニ関スル件

可決

三池築港ノ計画ハ曩ニ御評決ヲ經既ニ其筋ノ許可ヲモ得昨三
十五年五月以來徐々工事着手ノ歩ヲ進メ居リ、之カ起業資金
支出ノ方法ニ付テモ大体御評決ニ相成居候処、翻テ按スルニ

本工事ノ如キ大計画ヲ遂行スルニハ慎重ノ考慮ヲ費シ事ニ処スベキハ勿論ニ付、熟考ノ末右資金支出ニ関シテハ左ノ方法ヲ機宜ニ適スルモノト信シ候

一、築港ニ要スル起業資金ハ一切当会社ノ益金ヲ以テ支弁スルコト

二、右ニ付テハ当会社ノ益金中ヨリハ既定ノ利益配当額等ノミヲ元方ニ納メ、特別營業準備金ノ納付ヲ免除相成度コト

三、万一ノ場合ニハ五十万円迄ヲ限度トシ、元方ニ於テ營業準備金中ヨリ補助相成度ト

惟フニ大蔵省上納年賦金モ客臘十二月十五日ヲ以テ既ニ完済シ新築納金モ最早不要ト相成候ニ付テハ、当会社ノ營業ヨリ生スル益金ヲ以テ築港費ヲ支弁スルコト敢テ不可能ノ事ニモ無之乎ト被存候、乍併巨資ヲ要スル大計画遂行ノ責任ヲ負担スル義ニ有之候ヘバ、第二号ニ述ベタル如ク築港費負担期間ハ元方ヘノ納金ヲ既定ノ配当額等ニ止メ、特別營業準備金ノ納付ハ免除アラントヲ希望スルノ已ムヲ得サル次第ト存候、唯将来不慮ノ變災又ハ市況不振ノ影響ヨリ或ハ右資金支弁ノ困難ナル場合ニ遭遇セズトモ限ラサル次第ニ付、万一此ノ如キ場合ニハ第三号ノ標準ニ依リ元方ノ補助ヲ仰ク様致度候
上来陳述ノ方針ニシテ御評決相成候上ハ、当会社ノ責任一層重大ト相成、勢ヒ事業監督上充分ノ注意ヲ怠ラザルヲ期シ可申、当局者一同モ榮譽アル責任ノ帰スル所ヲ思ヒ、發奮シテ

事功ヲ挙ケ報効ヲ図ルヲ期シ可申ト存候

但シ第二項ハ前季ノ勘定ヨリ執行スルコト

一三井物産会社提出、同会社三十五年下期決算ノ件 可決

二三井鉱山会社提出 全上 可決

一三井呉服店提出 全上 可決

一三井鉱山会社提出、三十五年下期起業費決算ノ件 可決

一全 “ 三池炭礦炭車新調起業費支出ノ件 可決

一全 “ 田川炭礦地所購入起業費支出ノ件 可決

一全 “ 田川炭礦排水設備起業費支出ノ件 可決

一全 “ 芝浦製作所ニ関スル議

去ル明治三十一年十二月芝浦製作所ノ鉱山会社ニ属シテヨリ茲ニ四年、其間營業ノ成績ハ当初ノ三季間ノ外ハ幸ニシテ多少ノ利益ヲ見タリ、唯当所ノ処置如何ニ関シテハ未タ一定ノ方針ノ御垂示ナキヲ以テ今日マデ鉱山会社ハ単ニ之ヲ元方ヨリノ一時預リ物トシテ、特種ノ監督ヲ為シ来リタル次第ニ候ヘ共、最近二、三年来ノ營業成績ニ徴シ、今日ハ其位置ヲ確定スヘキ時期ト信シ候

惟フニ三十二年ノ交、当所ノ成績不良ナリシハ、其前年計画セラレタル造船事業及ヒ一時ニ業務ヲ拡張セントシテ蹉跌セシ余弊ヲ承ケタルニ因ルコト、存候ヘ共、其後ハ務メテ事業緊縮ノ方針ヲ執リ、殊ニ近年我國ニ於ケル電気事業ノ發達ニ伴ヒ其需要日ヲ逐フテ増加セシヲ以テ特ニ力ヲ之ニ注キ、幸ニ経営宜キヲ得、爾來漸次社会ノ信用ヲ増シ隨テ漸次利益ノ

増加ヲ見ルニ至リ候、然ルニ前陳ノ如ク当所処置ノ御方針未
 タ確立セス、元方ニ於テ当所引受ノ為メニ投セラレタル貳拾
 八万余円ハ当所ノ所属換ト共ニ単ニ鉾山会社ノ預リニ屬シ、
 從テ之カ償却方法ノ如キモ何等講スル所ナクシテ打過キ、其
 家屋器械類ノ如キ大破損ヲ見ルモ起業費ヲ新注セス、単ニ必
 要ニ応シ鉾山会社ヨリ營業資金ヲ投シ、姑息ノ修繕等ヲ為シ
 タルニ過キス、併シ乍ラ此ノ如キハ一時ヲ糊塗セシノミニテ
 建物ノ大修繕、器械ノ補充等ハ思ヒモ寄ラス、實ニ永遠ノ計
 ヲ為ス所以ニ無之候

当製作所ノ特色トスル電機及ヒ機械製作業タル比較の著実ノ
 業務ニシテ、特ニ電機事業ノ如キハ近来当所ノ特色ト称揚セ
 ラレ、当所ノ利益ヲ占ムル所以モ亦多ク電機事業ニ在リ、我
 國ノ現状ニ徴スルモ電氣ノ需要ハ益増加スヘキヲ以テ、今後
 特ニ力ヲ茲ニ注クヲ得策ト存候、但電機及機械製作業タル日
 進科学的ノ進歩ニ伴ヒ精巧輕便ノ器械發見セラレ、コトアル
 モ、之カ施設應用ノ道ヲ講セサルトキハ、乍チ人後ニ落チ官
 業不振ノ原因タランコトヲ恐ル、依テ今後ハ一時ニ大擴張ト
 ハ至ラサルモ、勉メテ社会進歩ノ風潮ニ後レサル様、漸ヲ以
 テ改進ヲ図リ以テ社会ノ需要ニ背カサルコトヲ期セントス、
 今後十數年間ニ於ケル製作所ノ浮沈ニ関シテハ、敢テ茲ニ予
 断スル克ハサル如シト雖モ、別表ニ、三年来ノ成績ニ徴シ先
 ツ大株將來ノ見込立チタルヲ以テ、現下ノ処置方法トシテハ
 一、全然鉾山会社ノ経営ニ一任セラレタキコト

二、元方注入金貳拾八万円ヲ無利息十ヶ年賦トシ、毎季益金
 中ヨリ壹万四千円宛元方ヘ納ムル

右ノ方針ニシテ決定相成候ハ、爾後当所ノ營業ヨリ生スル
 益金ヲ以テ器械ノ補充、建物ノ修繕等漸次ニ設備ノ完全ヲ期
 シ、遅クモ十ヶ年後ニハ元方投入資金ノ償却ヲ了ヘタル上、
 特種ノ工業場トシテ多望ナル三井家ノ財産ヲ形成スルニ至ル
 ヘシト存候、幸ニ此運ヲ見ルニ至ラハ、他日買収希望者アル
 ニ当リテモ相当ノ價格ヲ主張シテ之ニ応スルヲ得ヘク、且当
 所ニテ多年養成シ来リタル幾多ノ技工・職工ノ如キモ、漸ク
 老熟ノ境ニ達シ、今後ハ益當所ノ為メニ効益ヲ奏スヘキノミ
 ナラス国家工業上亦裨補スル所少ナカラサルヘシト信シ候
 右及稟議候也

右申請ニ対スル意見

團 琢 磨

別紙鉾山会社理事提出、芝浦製作所ノ経営ニ付審議致候結果
 左ニ申述候

鉾山会社ノ申請ニ拠レハ、芝浦製作所ハ最近兩三年ノ營業成
 績佳良ニシテ、特ニ全所ノ電氣事業ハ能ク世ノ需用ニ投スル
 ヲ得タレハ、今後之ヲ發達セシメ以テ營業ノ中堅トサント
 ス、且ツ全所ハ從來元方ノ依托ニ由リ一時保管監督ノ姿ナル
 ヲ以テ、從テ償却方法等確定セサルニ付、此際管理及償却方
 法ヲ定メタシト云フニアリ

抑モ芝浦製作所処分ニ付テハ、曩ニ既ニ其方針ヲ決定セラレ
 タルヲ以テ、時機ヲ見テ之ヲ決行スベキハ勿論ト存候、然レ

トモ其時機ニ到達スル迄ノ間ハ鉾山会社ノ申立ノ如ク

一、該所ノ経営ハ總テ該社ニ一任スル

二、元方注入資金貳拾八万円ハ十ヶ年無利息償却トシ、每半

季壹万四千円宛払入レシムル事

ヲ許可セラレ可然ト存候、但シ第二項ノ每半季償却ハ損益ノ有無ニ拘ラズ、鉾山会社ヨリ払入レシメ候事ト致度候

(別紙芝浦製作所決算書略之)

一高橋義雄個人トシテ聯帶責任借金ノ件

否決

今般日本絹糸紡績会社ニ於テ、日本興業銀行ヨリ年利七分五厘ニテ貳拾五万円十ヶ年半期限ニテ借入致候事ニ談合被致候

処、興業銀行ハ不動産抵当ヲ取ラサル定メニ候故、取締役一同個人トシテ聯帶借入ノ外無之ニ付、絹糸紡績会社ヨリ各個人ニ対シ、万一ノ場合右社借ニ付決シテ迷惑相掛ケサル旨ノ

証書ヲ差出シ、取締役ニ聯帶加印ヲ乞ヒ候処、他一同ハ已ニ

承諾致候ヘトモ拙者儀ハ如何回答可致哉、御評決ヲ仰キ候也

(別紙添付書類略之)

以上

一月二十三日(金曜日)。管理部会開日ナリシガ、左記議案一件ノミニ付回覽ニテ決判ヲ取リタリ

會員 ○三井三郎助印)

○三井發之助印)

○三井得右衛門印)

○田塚磨印)

(花押) 益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議事項

一三井物産会社提出、外国米買越高増加ノ件

可決

以上

一月二十七日(火曜日) 重役会後第貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井八郎次郎印)

○三井發之助印)

○三井得右衛門印)

○(田塚磨印)

(花押) 益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議事項

一三井銀行提出、国庫事務取扱辞退ノ件

可決

一全 " 横須賀支店閉鎖ノ件

可決

一三井物産会社提出、横浜支店倉庫改築ノ件

可決

一三井呉服店提出、豊泉益三へ補助費支給ノ件

修正通り可決

以上

二月六日(金曜日) 管理部会開日ナリシカ、都合ニ依リ回覽ニ

テ決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井獲之助印)

○(三井得右衛門印)

○(田塚磨印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(泉川千吉郎印)

協議事項

一三井物産会社提出、平田初熊辞令案

可決

一全 “ 材木購入試売ノ為メ北清地方へ送荷ノ件

可決

一三井鉱山会社提出、山野炭礦職務章程改正ノ件

可決

以上

二月十三日(金曜日) 午後一時半第參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(三井獲之助印)

(花押)(益田孝)

○(田塚磨印)

○(朝吹英二印)

○(泉川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、後藤毛織物製造所整理并ニ資金供給ノ件

後藤毛織物製造所ノ負債ハ總計金百四拾貳万余円ニシテ、内

当方貸金ハ合計參拾貳万四千余円ニシテ其内訳如左ニ御座候

一金貳拾万円也 社債券(三井物産)

一金拾万參千余円也 原料担(三井物産)

但シ担保原料ヲ処分セハ貸金七万円ニ減シ可申候

保貸金(三井銀行)

一金貳万壹千余円也 原料担(三井銀行)

但シ原料ヲ処分セハ貸金壹万五千元ニ減シ可申候

ニ有之、結局金貳拾八万五千元ハ当方ノ債權トナルヘキ貸金

ニ有之候処、全所負債夥シク資金欠之ノ為メ原料購入ノ途ナ

ク繰業休止ノ今日ト相成、若シ此儘成行ニ任セ置キ候時ハ工

場閉鎖ノ外無之、從テ貸金回収ノ途ナキニ至ルヘクト存候、

乍去毛織物製造業ノ有利ナルコトハ、別紙清岡氏并ニ当社河

井浩ノ取調書ニ拠リ明白ナル所ニ有之、全所負債ヲ整理シ新

ニ資金凡ソ參拾万円ヲ供給シ経営宜シキヲ得候ハ、年々拾

四万余円(河井浩ノ調ニヨレハ金拾五万六千余円)ノ利益ヲ

生スヘキ予算ニ御座候、就テハ從來ノ債權者ト協議ノ上、全

所合名会社組織ヲ改メ株式会社トシテ左ノ方法ニヨリテ整理

シ、新ニ流通資本金ヲ供給シ、事業ノ継続ヲ謀リ度ト存候

トスル事

一、流通資金參拾万円ハ之ヲ株式トシ、從來ノ債權額ニ応シ

各債權者ニ割当募集スルコトトシ、一割迄ノ配当付優先株

トスル

一、右ノ割合ニヨリ当社ハ債權式拾八万五千元(物産及銀行

ヲ含ム)ニ対シ、金六万円ヲ出資スル

若シ債権者中資力ナキカ又ハ其他ノ事情ノ為メ新資金募集ニ応シ難キ者アル時ハ、当社及ヒ他ノ債権者中ニテ引受クルコト、但シ当社ノ適当ト認ムル人物ヲ撰任シ事業ヲ担任セシメ、実権ヲ握ルヘキ。

(別紙清岡邦之輔氏及河井浩ノ取調書類略之)

本案ニ付益田理事ヨリ委細説明アリ、同族會議長ヨリハ鐘紡及ヒ王子製紙会社等ノ如ク深入レセサル様トノ注意アリ、十分其意ヲ体スル旨趣ヲ以テ本案ノ通り可然ト決ス。

一 益田理事發議、商況社業務担当社員ニ関スル件

益田理事曰ク、曩ニ商況社ニ就キ御評議ヲ乞ヒシモ何分目的通纏ラサリシニ、此度渋沢男ヨリ同男持株ノ半額即チ一千五百円丈ノ全社株ヲ野崎廣太ニ貸渡シ社員ノ中ニ加ヘ、三井ヨリモ一千五百程貸渡シタル上業務担当社員ニスルヲニ致度ト發議セラレタリ、同株ハ銀行、物産ニテ大分所有致シ居リ、物産所有ノミニテモ六千円有之ニ付、尙千五百円貸渡シ野崎ヲ業務担当社員ト致シ可然哉云々陳述アリテ之ニ決ス。

一 朝吹理事發議、身元保証金利子ニ関スル件

朝吹理事曰ク、使用人身元保証金利子ノ義、目下金利下落ノ折柄ニ付引下ケ方如何カト存シ、別紙ノ通り現在身元保証金取調ヘ致サセタル処、若シ八分ニ減スルモノトスレハ半季ノ差額七千九百余円ニ有之云々陳述アリ、彼是協議ノ末、賞与及恩給規則等目下取調中ニ付、右等決定迄暫ク従前ノ一割ニ据置キ可然ト決ス。

一 銀行提出、鐘淵紡績株式会社々債引受ニ関スル件

今般鐘淵紡績会社ニ於テ社債百万円ヲ募集スルニ付、左記ノ条件ヲ以テ引受ケ度候

一、此社債ハ商法ノ規定ニ依リ広ク公衆ヨリ募集スル。

二、社債応募壹百万円ニ達セサルトキハ、其不足額ハ当行ニ於テ發行價格ヲ以テ悉皆之ヲ引受クル事

三、当行ニ於テ引受ケタル前項ノ社債ハ、当行ノ都合ニ依リ隨時之ヲ他ニ売却シ得ル。

四、社債ノ發行額ハ券面百円ニ付金百円トナスコト

五、社債ノ利率ハ年百分ノ七トスル。

六、社債元利金ノ支払ハ当行ニ於テ之ヲ取扱フ、但シ元利金支払ノ保証ヲ為スニアラサルモノトス

七、社債ノ償還ハ二ヶ年据置キ爾後六ヶ年間に抽籤ヲ以テスル。

八、社債引受ノ為メ当行ハ、鐘淵紡績会社ヨリ發行社債総額ニ対シ百分ノ五(即チ五万円)ヲ、手数料トシテ社債發行ノ際徴収スル。

九、社債引受ノ為メ鐘淵紡績会社ヨリ、同社所有ノ土地建物及ヒ定着物ノ保全ヲ謀ル為メ当行ニ差入レ置カシムル。

十、社債募集ニ関スル新聞紙廣告其他ノ費用ハ總テ鐘淵紡績会社ノ負担タルヘキ。

十一、以上ノ各項決定ノ上、右社債引受ニ関スル詳細ノ事項

ヲ鐘淵紡績会社ト協定スル。

以上

(別紙添付広告案及ヒ表類略之)

本案ハ可成他銀行、会社等ニ応募方ヲ交渉スル見込ニ付、其結果ニ依リ社債発行価格、手数料等ニ、三ノ条項ニ於テ多少変更ヲ来スヤ計リ難シトスルモ、社債引受ノ大体ニ就テハ可然ト決ス

二月廿七日(金曜日) 午後一時半第四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井八郎次郎印)

○三井得右衛門印)

○朝吹英二印)

(花押(益田孝)

協議要項

一 銀行提出、各營業店エ地所売却ノ件

未決

(獨外朱書)
「三十七年八月廿四日撤回」

一 鉾山会社提出、田川炭礦起業費支出ノ件

可決

一 三井銀行ノ營業方針ニ付、銀行社長ノ意見書

可決

我三井銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコトニ関シテハ、是迄毎々井上伯ヨリノ御咄モアリ、我々モ固ヨリ研究ヲ怠ラサル所ニシテ、昨年来病氣引籠ノ為メ独病床ニ在リテ及フ丈ケノ調査ヲモ遂ゲントシツ、アル次第ナリ、勿論基礎ヲ鞏固ナラシムル一事ハ、独三井銀行ニ必要ナルノミナラス四商店共ニ必要ニシテ、之カ為メニハ四商店共ニ整理ヲ施スノ余地アル可

シト信ズ、就中三井銀行ハ營業店ノ中堅ナルヲ以テ、尚更第一着トシテ整理ヲ施スノ必要ヲ感スルナリ

試ミニ既往ノ事例ヲ回想スルニ、三井銀行ハ元商替店ト称シ徳川時代ニ於テハ為替用度ヲ勤メ其傍貸金ヲナシ来リシガ、我祖先伝来ノ訓戒トシテ大名ヘ金ヲ貸ス事及ヒ他人ノ金ヲ預ル事ヲ嚴禁セラレ、偶他人ノ金ヲ預ルモ無利息保護預リ同様ノ外一切預ラザリシナリ、此事タル姑息ト云ヘバ姑息ナレドモ、御一新ノ前後京都大阪ノ豪商ガ大名貸及ヒ預リ金ノ為メ続々倒産シタルニ拘ハラズ、三井ノミ大名貸ヲモナサズ亦利息ヲ支払フ預金ヲモ持タザリシヲ以テ、此災厄ニ罹ラザリシハ全ク祖宗遺訓ノ結果ト言ハサル可ラズ、御一新以後ニ於テハ禁裏御所金穀御用ノ旧縁故ニ由リ政府出納ノ御用ヲ蒙リ、國庫金ノ取扱ヲ引受ケ恰モ今日ノ中央銀行ノ仕事ヲ三井ニテ担任セシガ、當時其縁故々々ニ從ヒ大政官御用達ハ某、鎮台出納ハ某ト云フ如ク豪商等各出納ヲ担任セシガ、元來無利息ノ官金ヲ預リ運転スルモノナレバ、往々之ヲ固定セシメ若クハ欠損ヲ生ゼシメ其始末ニ苦シミ、東京ニテ某ハ陸軍省ノ玄関ニテ切腹シタリトカ、大阪ノ某ハ牢囚トナリシトカノ事實ヲ生ジ、政府ノ損失ト共ニ出納担任者ノ破産続々起リシヲ以テ、政府モ漸次規則ヲ作りテ嚴重ニ之ヲ取締ルコトナリ、明治七、八年ニ至リ太政官第三号布告(ト記應ス)ヲ以テ官ノ預金ニ對シテハ抵当ヲ徵スルコトナレリ、當時三井ハ幸ニシテ金庫公債証書及ヒ土地ヲ所有シタレバ、其地所ヲ大元方一

手ニ取纏メ其土地及ヒ公債ヲ抵当トシ相変ラズ御用ヲ勤統セシガ、小野組、島田組ハ此布告一発ノ下ニ倒レタリ、其後三井ニ於テモ追々固定資金増加シ、一方ニ官金取扱規則ハ嚴重ヲ加フルノミニテ官金ノ運用甚面倒トナリシカバ、我々ハ斯ル有様ニテハ到底三井ヲ永続セシムベキニアラズ、此際一大改正ヲ為サ、ル可ラズト主張シ、十八、九年比ヨリ八カマシク論ジタレバ、當時老人モ多ク種々ノ情実モアリ、思ヒ通リノ順序ニ參ラザリシガ、井上伯モ種々御尽力下サレ二十四年ニ至リテ改正論ヲ実行スルコトニ定マレリ、而シテ愈改正ヲ行フニ方リ三井銀行ノ組織及ヒ財産ヲ調査セシニ、明治九年三井銀行ト改称セシ際、資本金ノ内百万円ヲ同族一同ノ持分トシ、五拾万円ヲ旧元方ノ持分トシ、五拾万円ヲ使用人ノ持分ト為シ、恰モ株式組織類似ノ組織ナリキ

又銀行ノ財産ハ積立金貳拾万円、特別積立金三、四拾万円ニシテ之ニ資本金ヲ合シ貳百五、六拾万円ナリシガ、精算ノ結果百七拾万円前後ノ外ハ残ラズ固定若クハ欠損トナリ居リタリ、故ニ先ツ使用人ノ持分五拾万円ヲ百万円ニ買上ゲ、組織ヲ改正シ着々整理ヲ施シ、三十三、角某等ノ腐レ物、東六条ノ貸金其他数口ヲ片付ケ、一方ニ事業ヲ擴張シタリ、又當時三十有余ノ支店アリ、此等ノ支店ハ固ヨリ貨物ノ集散、商業ノ繁閑如何ヨリハ公金取扱ノ都合上ヨリ設立シタルモノナレハ、収支相償フヤ否ヤニ関セザリシヲ以テ、此等支店ヲ減少シ、且ツ國庫金ノ取扱モ右ノ如キ有様ニテ、甚ダ面白カラザ

ルニ付漸次之ヲ減シ、廿七、八年日清戦役ニ際シテモ其取扱少カリシ為メ、金融上劇變ヲ生セザリシ、爾來着々此方針ヲ取り今日ニ於テハ殆ンド國庫金ノ取扱ヲ止メタリ、而シテ現今銀行ノ資本金ハ五百万円、積立金亦五百五拾余万円ニ達シタルヲ以テ見ルモ、改正ノ結果ハ寧ろ甚ダ良好ナリシト言フテ大過ナカルベシ

斯ノ如クナルヲ以テ、今後ノ方針トシテ整理ヲ施スニハ一定ノ順序ナカル可ラズ、有価証券、地所或ハ滯貨ノ始末ト云フ如キハ日常為スベキ事ニシテ方針ト云フニ足ラズ、所謂大方針ナルモノハ預金ナリ、預金ノ事タル今日ニテハ唯増加ノ一方ナレバ、此預金ニ対スル方針定マラザレバ如何程銀行ノ基礎ヲ鞏固ニセントスルモ決シテ鞏固ナルベカラズ、勿論歐米ノ銀行ニモ預金ナキニアラズ、歐羅巴ノ銀行ナドニハ莫大ノ預金ヲ所有スルモノ珍ラシカラザレバ、歐羅巴ノ銀行ハ夫々専門ノ銀行ニシテ、決シテ日本ノ銀行ノ如キモノニアラズ、日本ニハ歐羅巴ニ似タル銀行ラシキモノ殆ンド之レナキノミナラズ、其得意ノ如キ預金ノ如キモ歐羅巴ニ比スレバ全ク趣ヲ異ニシ、日本ノ預金ハ毫円ニテモ利息ノ付カザルモノナク其預金者モ利息ノ高キヲ目的トシテ預金ヲモナシ当座取引ヲモナシ、僅カノ人ノ噂カ悪口ニモ忽チ駭キテ引出シニ來ル得意ナリ、故ニ三井ハ仮令小ナリトモ、歐羅巴風ノ銀行ラシキ銀行トナランコトヲ希望ス、而シテ預金ヲ整理スルニ付テハ今日之ヲ決シ明日參千四百余万円返却スルコトハ到底出來ザルコト

ナレバ、大体ノ方針ハ斯ク定メ置キタシト思フナリ、現在ノ如ク競争シテ得意ヲ引寄セ預金高ヲ増加シ、重キヲ預金ノ數字ニ置クハ甚タ不可ナリ、殊ニ夫ノ小口当座ト称スル貯蓄類似ノ預り金ニ至リテハ最モ面白カラズ、貯蓄銀行ハ元來宮利のニスベキモノニアラズ、国家的若クハ慈善的ニナス可キモノナリ、然ルニ日本ニテハ之ヲ宮利のトナス、是レ最モ危険ノ伏在スル所ナリ、故ニ小口当座ハ漸次之ヲ廢シ、預金ハ定期預金トナスベシ、現今取扱フ通知預金又ハ当座特別扱等ハ直チニ廢シタシ、尤モ此定期預金モ、利子ヲ高メ競争シテ得意ヲ引クコトハ廢止シタシト思フ

次ニハ京都、大阪、神戸、横浜等重要ナルモノ、外支店ヲ廢シタシ、但シ是又今日之ヲ決定シ明日直チニ実行スルコトハ出來サレバ、漸ヲ逐フテ之ヲ実行センコトヲ希望ス

右ノ如ク整理ヲ加フルニハ勿論急激ニ行フベカラズト雖モ、徐々ニ其目的ニ達セントセバ、左迄困難ナクシテ其処ニ達スルヲ得ベシ、愈々目的通リトナラバ仮令銀行ノ預金減少シタレバトテ、銀行ノ実力ニ至リテハ今日ヨリハ數倍鞏固トナリ又収益モ却テ今日ヨリ倍増スベシ、故ニ今後ハ此方針ヲ以テ第一着ニ銀行ノ整理ヲ為サンコトヲ望ム

三月六日（金曜日） 午後一時三十分第五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印） ○（三井得右衛門印）

○（三井養之助印）

（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

協議要項

一 物産会社提出、北村七郎組育出張ノ件 可決

一 全 “ 天津支店へ牛骨先買認可ノ件 可決

一 本会提出、奥羽及富山凶作地方へ義捐ノ件 可決

一 金壹万円也 義捐金高

別紙報告書ノ通り、奥羽及ヒ富山凶作地方究民ノ状況ハ非常ノ慘状ヲ極メ居リ候ニ就テハ、救恤ノ為メ、頭書ノ通り三井總代名義ヲ以テ義捐相成度ヲ（別紙凶作地方ノ状況報告書略之）以上

三月十二日（木曜日） 午後二時臨時第六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印） ○（三井養之助印）

○（三井得右衛門印）

（目書）（岡塚啓）

（花押）（益田孝） ○（朝吹英二印）

協議要項

一 銀行提出、火災保險廢止ノ件 可決

一 物産会社提出、北海道農場売却ノ件 可決

一 鉾山会社提出、岡本主事勤務換申渡ノ件 可決

以上

三月十七日（火曜日） 重役会後臨時第七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝) (白署)(回塚壁)

○(有賀長文印) ○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 物産会社提出、日本橋区楓河岸家屋売却ノ件 可決
- 一 全 “ 天津支店倉庫新築其他認可ノ件 可決
- 一 重役会提出、家憲発布ノ際教育基本金寄附金等残額支出ノ件 可決
- 一 重役会提出、東京市施療病院基本金寄附金支出ノ件 可決
- 以上

三月二十日（金曜日） 午后一時半第八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝) ○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

協議要項

- 一 重役会提出、万田坑竣成式費支出ノ件 可決
- 以上

三月二十七日（火曜日） 午后一時半第九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印) ○(朝吹英二印)

協議要項

- 一 物産会社提出、阿蘇山丸売却代船新造ニ関スル件 可決
- 一 全 “ 上海紡績会社株所有ノ件 可決
- 這回上海屈指ノ綿糸布商公信、呉仲記、大豊等組合ヒ興泰紡績所（綿糸紡績式万余鍾）ヲ買収シ、營業ヲ開始スルニ付当社上海支店へ左ノ交渉有之候
- 一、英国法律ノ下ニ株式会社ヲ組織シ上海紡績会社ト称スルコト
- 二、資本金ヲ五十万兩トシ之ヲ壹万株ニ分チ、壹株ノ金額ヲ五十兩トシ内參拾五兩宛ヲ即時払込ム事、残余ハ当分払込ノ必要ナシ
- 三、総株式ノ四分ノ三即チ七千五百株ハ公信、呉仲記、大豊等上海綿糸布商ノ重モナル者ニ於テ引受ノ事
- 四、物産会社上海支店ニ於テ同紡績会社ノ代理店（Agent）ヲ引受呉度トノ事
- 五、右代理店引受ニ就テハ利害ノ關係ヲ密ナラシムル為メ株式若干ヲ引受呉度事（但是ハ他ニ引受手ナキ為メニ非ズ）
- 右上海紡績会社ノ実況ハ高辻技師ニ托シ出張調査セシメ候処其報告ハ別紙ノ如ク有望ニ有之、從テ「インベストメント」

管理部ノ意見

ノ一方法トシテ其株ヲ所有スルモ、亦不可ヲ見サル程ニ候得共、此点ハ全ク之ヲ度外ニ措クモ、右会社ノ株主ハ何レモ当社ノ重要ナル綿糸布取引先ニ有之候間、是等ノ人ト密接ノ關係ヲ持續スル為メ株式ヲ有スル事ハ、綿糸布商売拡張上策ノ得タルモノニ有之、即チ当社綿糸布商売ノ進捗ヲ企図スル点ヨリ立言スルモ、前記紡績株所有ノ事ハ極メテ緊切ヲ感スル所ニ付、此際左案ノ通り実行致度候

一、上海紡績会社株千五百乃至式千五百株ヲ引受クル事、此株金七万五千兩乃至拾貳万五千兩、内即時払込ヲ要スル高五万貳千五百兩乃至八万七千五百兩

二、当社ノ利益ヲ擁護スル為メ取締役一名ヲ差入レ、且取締役互選ノ結果ニ依リテハ、社長若クハ專務取締役タラシムルコトアルベシ

三、該紡績会社營業ノ主宰權ハ、我邦ノ株式会社ニ於ケルカ如ク取締役會ニ存スル事

四、我社上海支店ハ右紡績会社營業上ニ付責任ヲ負ハサル等嚴正ナル条件附ヲ以テ、単ニ代理店(即チ Agent ニシテ上海等ニ普通行ハル、総弁店 General Manager ニ非ス)ヲ引受クル事

但代理店事務ハ単ニ綿糸綿花ノ売買ノ取次、技師以下使用人ノ推挙等ニ止リ、營業上更ニ責任ヲ負フコトナシ

五、代理店報酬ハ紡績会社純益金ノ壹割ヲ申受クルコト

右ノ方法ニテ株式所有致度ト

在上海楊樹浦路上海紡績株式会社ノ株式ヲ引受クルコトハ、物産会社ノ支那貿易經營上必要ト認ム

引受クベキ株數ハ壹千株以上式千五百株迄トス

右株金ハ特別營業準備積立金若クハ物産会社ノ準備金勘定ヨリ支出スルコト

右株主タル權利行為其他臨機ノ措置ハ、物産会社ニ一任スルコト

(理由)

物産会社カ從來支那貿易ニ関シ施設シタル所少カラス、支那各地ノ鉅商富豪等トノ連絡ヲ通センコトヲ企圖シ、之ガ為メ種種ノ方策ニ訴ヘタルニ拘ラズ效果著キヲ得サリシ所、今ヤ上海紡績会社ノ創立ニ由リ其一端ヲ達スルコトヲ得ルノ望アリ、抑上海紡績会社ハ昨年迄興泰紡績所ト稱シタリシガ、事業萎微不振ノ結果終ニ他ニ売却スルコトナレリ、而シテ物産会社上海支店ハ上海支那富豪ノ依頼ヲ受ケ、右紡績所売買ノ斡旋ヲ為シ且一切ノ事業ヲ監督スベキ囑托ヲ受クルニ至リタリ、所謂支那商トハ公信、吳仲記、大豐、湧起等ノ如キ上海屈指ノ鉅商ニシテ、從來物産会社ガ接近セント欲シテ能ハザリシ者其中ニアリ、而シテ此等ノ支那商ハ石炭綿糸綿花綿布ノ商売ニ於テ最モ有力ナルモノナレハ、之ニ接近シ其信頼ヲ得ルト得ザルトハ非常ノ得失アルヤ弁ヲ俟タス、然ルニ今ヤ彼等自ラ資金ヲ投ジ上海紡績会社ヲ創業シ、其經營ヲ物産会社ニ

一任セントス、実ニ宿志ヲ貫クベキ初步ニシテ機逸ス可ラザルモノトス、是ニ於テ物産会社モ之ニ応シ彼等ノ依托ヲ受クルト全時ニ、多少ノ株式ヲ引受クルヲ要スル事情アリ、固ヨリ株式ヲ引受クルハ好シク爲スヘキコトニアラサレバ、単ニ株式配当ヲ目的トスルニアラズシテ、重キヲ鉅商トノ連絡ヲ通スルノ点ニ置キ、将来貿易上ノ利便ヲ参酌スル時ハ、株式ノ引受ハ投資ト云ハンヨリハ、寧ろ貿易拡張ニ関スル經費ト見テ不可ナカルベシト存候

且上海紡績会社ノ經濟ニ徴スルニ、買入直段ハ銀三拾七万五千兩此内拾五万兩ヲ払込ミ、殘金貳拾貳万五千兩ハ明治三十五年ヨリ五ヶ年賦(七朱利付)ニテ償還ノ契約ニシテ、支那商ハ之ヲ買入ル、ト全時ニ五十万兩(壹株五十兩壹万株)ノ株式会社ヲ組織シ、直ニ毎株三拾五兩ヲ払込ミタレハ目下貳拾万兩ノ運轉資金アリ、右壹万株ノ中七千五百株ハ前記支那商ノ引受ニ歸シ既ニ払込済トナリタレ尙式千五百株ノ殘余アリ、若シ此殘高ノ全部ヲ引受クルコト能ハズトセバ、少クモ壹千株以上ヲ引受ケ、彼等ト表面全等ノ経営ヲ爲シ實際ニ於テハ彼等ノ商売上ノ機微ヲ覗フノ便ニ供セントス、而シテ該紡績会社ノ財産ヲ見ルニ、紡錘式万三千六百九十九本外ニ仏國式四百拾六釜ノ製糸器械全備セリ、地所七千七百餘坪建物參千式百餘坪ナレバ之ヲ公平ニ評價スルモ、地価九万兩建物拾万兩、機織機械貳万兩、製糸器械一切式万兩、予備品家具一切式万兩ニシテ合計式拾五万兩ノ価格アリ、之ヲ買入直段三

拾七万五千兩ヨリ差引ク時ハ拾貳万五千兩ニシテ、紡錘壹本ニ付六兩貳匁ニ相当ス、然ルニ高辻奈良造ノ報告ニ拠レバ、壹錘式拾匁以下ニテハ手ニ入ルベキモノニアラズト云フ、加之製糸工場ノ如キ一ヶ年七千五百兩ヲ以テ貸借ノ申込モ有之、他日之ヲ相当直段ニ売却スルコト亦爲シ難キニアラズ、左レバ大体ニ於テ非常ノ廉価ナルモノト見ルコトヲ得ベシ

又事業ノ成績ヨリ云ヘバ、一錘ノ出来高昼業ノミニテ十四手平均六十匁ハ容易ナリ、若シ一層熟練スルニ至ラバ、七十匁ハ期シ難キニアラズ、目下六十匁ノ産額ニシテ工賃ハ拾兩、綿花代十九兩、綿糸売上代九十三兩トシテ毎俵十七、八兩ノ利益アリ、一ヶ年十萬兩以上二十七、八萬兩ノ收益ヲ得ベキ見込アリ

職工ノ点ヨリ云ヘバ、日本職工ノ如ク熟練ナルコト能ハサレバ賃銀甚低廉ナルヲ以テ、幾分多クノ人員ヲ加ヘテモ相償フコトヲ得ベシ、亦職工ヲ得ルコトモ甚タ容易ナリ

原料棉花ハ支那産ノ棉花年々増加スルヲ以テ、敢テ之ヲ他國ニ仰クノ必要ナク、假令内地不作ナリトスルモ二割前後ヲ外國ニ仰カバ十分ナルベシトノ見込ナリ

支那輸入ノ棉糸稅ハ每俵二兩七匁、而シテ上海棉糸ハ二兩三匁二分ノ製造稅ヲ納ムルヲ以テ、輸入糸ニ比シ幾分ノ利益アリ、加之上海市中ニ売出ス時ハ製造稅ヲ要スルコトナシ

以上ノ如ク主タル目的ノ支那商トノ連絡ヲ通スル点ヨリスルモ、亦從タル營業ノ点ヨリ云フモ、株式引受ノ利アリテ不利

ナルモノアルヲ見ズ、依テ前記ノ如ク意見ヲ決定シ本案提出
致候也
(別紙高辻技士報告書略之)
以上

三月三十一日(火曜日) 重役会後第拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、山本條太郎海外在勤手当増額ノ件 可決

一全 " 南新吾外五名海外在勤手当増給ノ件 可決

一全 " 井上泰三ニ臨時賞支給ノ件 可決

一本会提出、海軍部内倶楽部設置費寄附ノ件 可決

一朝吹理事発議、第五回内国勸業博覧会観覧者ニ臨時賜暇ノ件 可決

以上

四月一日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判
ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(早川千吉郎印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一銀行提出、麴町区紀尾井町土地建物売却ノ件 可決

以上

四月四日(土曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判
ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一朝吹理事出張ノ件 可決

凡ソ尙週間ノ予定ニテ朝吹理事ヲ京阪地方へ出張為致度一
以上 ○(三井八郎次郎印)

四月十四日(火曜日) 重役会後臨時第拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(早川千吉郎印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、岸嶽炭坑へ貸金全炭一手販売引受ノ件

可決

以上 ○(三井八郎次郎印)

四月十五日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決
判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

自署(田塚磨)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、所有公債売却ノ件

可決

一 全 ” 横浜市公債応募ノ件

可決

以上 ○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

四月十七日(金曜日) 午後二時第拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 九州、山陽兩鐵道株式会社合併ニ関スル件

九州鐵道会社ト山陽鐵道会社ト合併セントスル一派ト、重役
派、否寧口仙石氏ノ一派ト互ニ運動シテ株主間ヲ遊說スル場

合ニハ、何レニカ去就ヲ定メサルヘカラストテ、種々協議ノ
末暫ク形勢ヲ見テ定ムルコトシ、此際何レヘモ委任状ヲ交付
セサル方可然トテ、略ホ之ニ決ス
以上 ○(三井八郎次郎印)

四月廿一日(火曜日) 重役会後第拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

自署(田塚磨)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産会社提出、直江津分銅事件ニ付監督者懲罰ノ件 可決

以上 ○(三井八郎次郎印)

四月廿八日(火曜日) 重役会後第拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

自署(田塚磨)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一 物産会社提出、口ノ津支店用小蒸汽船一艘新造ノ件 可決

一 全 ” 飯田義一ヲ阪鶴鐵道株式会社監査役ニ就任セシ
ムル件 可決

一 物産会社提出、支店長并出張所更任ノ件 (長脱) 可決

一 全 “ 船舶部設置ノ件 可決

一 重役会提出、内国旅費規則修正ノ件 可決

一 全 “ 内国旅費規則中疑義解釈ノ件 可決

以上 ○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)

五月八日(金曜日) 第拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印) ○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝) ○(有賀長文印)

協議要項

一 高辻奈良造採用ノ件 可決

(三井呉服店勤務) 工学士 高辻奈良造

管理部附属技士ヲ命ス (月給 百五十拾円) (各通)

右ハ從來三井呉服店勤務ニテ、其給料賞与等ハ共用費ヨリ支出致シ来リタル処、呉服店ニ於テ工業ニ関スルヲハ製糸場等(紙)讓渡シ以來絶無ニ相成リタルニ、三井家ハ鐘紡及王子製糸等ノ大株主ニテ間接ニ監督スル等、往々工業ニ関スル取調ヲ要スル場合不少候ニ付、前記ノ通り採用相成度ヲ

朝吹理事発議

一 後藤毛織物製造所始末ニ関スル件

朝吹理事ヨリ後藤毛織物製造所善後策ニ付嚮ニ委員ヲ設ケテ取調ヘタル結果ト、三菱会社豊川良平氏ト内相談ノ模様ヲ報告アリ、次テ益田専務理事ヨリ左記物産会社営業部長ノ意見書ヲ執テ、大体ノ骨組ヲ説明セラレ、尚嚮ト協定ノ上ハ改メテ御協議ヲ仰ク見込ナレバ予メ御意向伺ヒ置度云々陳述アリ、彼是協議ノ末大体可然モ、若シ三菱三井兩社ニテ合資会社ヲ組織スルトセハ資金ノ融通ニ差支ナキヲ故、資本金ハ可成少クシ且宜シク当方債權ヲ認メシメ、又三菱債權ノ利息ヲ低ク下シ年賦ヲ延長スルヲ等、朝吹理事ヲ以テ豊川氏ニ更ニ協議セシムルヲ可然ト決ス

物産会社営業部長意見

後藤毛織物製造所善後ノ策ニ付テハ、嚮ニ委員ヲ設ケ取調タル所ニ依リ明カナルカ如ク、一ヶ年ノ製造力優ニ八拾万円ニ達シ其利益ハ市況ノ如何ニ依ルト雖モ、負債ノ償却并ニ利息ノ支払ヲ為サ、ル純益割五分(金拾貳万円)ヲ得ヘシト信シ候、故ニ各債權者必分ノ出資ヲ為シ、新会社ノ下ニ營業ヲ継続セントノ計画ヲ立テ候ヘトモ、中途ニシテ他ノ債權者中ニ不同意ヲ唱フルモノ有之、到底調談ノ見込ナキニ至リタルニ付三菱ハ断然タル処置ニ出テ、兼テ担保トナリ居タル同所土地建物并ニ諸機械ヲ悉ク公売ニ附シ之ヲ買取ニ至リ申候、依テ後藤製造所ハ殆ント無資産ト相成、仮令破産スルモ当社ノ債權回収望ミナキニ至リ候、然ルニ三菱ハ当社ト協力提擧シテ事業ヲ経営セントスルノ意アルヲ以テ、斯ル有利ノ事業

ヲ空シク放擲シ置クハ遺憾ノ義ニ付、凡ソ左ノ方法ニ依リ三菱ト協議シ速ニ事業ニ着手シ当社債権回収ノ道ヲ講シ度存候一、新ニ合資会社ヲ設立スル事

当社及三菱ニテ新会社ヲ引受け一己人ノ名義者ヲ出シ社員トシ合資会社ヲ設立スルモノトス

新会社ヲ株式会社組織トスルコトハ、後日ノ煩累ヲ避クニルハ最も適當ナレバ、設立ノ手續煩雜ニシテ多クノ時日ヲ要シ候ノミナラス、当社力後藤製造所ニ対シ有スル債権ヲ認メシムルコト難キヲ以テ、差当リ合資会社組織トシ設立ヲ速ニシ、且債権ヲ認メシムルコト必要ト存候、今後機ヲ見テ之ヲ株式会社ニ變更スルモ遅キニ非サルヘシト信候

一、新資金ヲ金拾五万円トスル事
新会社ハ金拾五万円迄ノ資金ニテ運転スルヲ得ベシト信シ候、特ニ三井三菱ノ両銀行ニ於テ多少ノ便宜ヲ与ヘ金融ノ道開クヲ得ヘキニ付非常ナル資金ヲ要サ、ル考ナリ、若シ後日事業拡張ノ必要アラハ徐ニ増資スルヲ可ナリト存候
一、新会社ハ当社及三菱力後藤製造所ニ対シ有スル債権ヲ認メ左ノ方法ニヨリ之ヲ償還スル事

(1) 三菱ノ債権凡四拾三万円ハ抵当権ヲ有セシモノニ付十ヶ年賦トシ、其間年六分ノ利息ヲ附シ、返済ハ三ヶ年据置トシ其後七ヶ年間ニテ償却スルコト(毎年六万円余宛)

(2) 当社ノ債権凡參拾万円ハ債券、売掛金及利息ニシテ無担保ノモノニ付、利息ヲ附セス十ヶ年据置(三菱分ヲ支

払済迄) 其後五ヶ年賦ニテ償還ヲ受クルコト(当社ヲ五ヶ年賦トセシハ毎年六万円宛三菱ト同シ割合ニテ返済セシムル計算ニ基クモノトス)

一、利益ノ配当ハ新出資金ノ割合ニ依ル事

若シ損失ヲ生スル場合アリトスルモ、合資会社ハ業務執行社員ノ外ハ有限責任社員タルヲ得ルニヨリ、新出資金額以上ニ累ヲ及ホスコト無之候

一、他ノ同志債権者ニ関スル処置ノ事

当社及三菱以外ノ債権者ヲ新会社ノ社員トシ加入セシムルコトハ、或ハ三菱ハ賛成セサルヤモ計ラレス候ヘ共、善後策ニ付当社ト終始同一ノ步調ヲ採リ運命ヲ共ニセントテ今日ニ至リタル債権者ヲ、遽ニ棄ツルハ忍ヒサル所ナルヲ以テ之ニ加入セシムルヲ可トス、若シ強テ三菱反対スルモ、清岡氏ノ如キ熱心此事ニ從事シ居ル人ヲモ加入セシメサルコト能ハサルニヨリ、清岡氏ノ名義ノ下ニ他ノ債権者ヲシテ出資セシメ新会社ニ加入セシメ、且之等ノ人ノ債権ハ五万円内外ニ過キササルヲ以テ、新会社ハ之ヲ認メ十ヶ年据置無利息トシ、三菱分皆済ノ上年賦ニテ償却シ利益均霑ヲ得セシメ度存候

乍去是等ノ人々ハ信用及出資ニ於テ遠ク当社及三菱ニ及ハス、唯其勢力ノ下ニ自己ノ債権ヲ回収シ利益均霑ニ浴スルヲ得ハ足レリトス、故ニ会社業務ノ執行其他一切ノ件ニ付議決権ヲ有セシメス、責任輕キ彼等ニ議決権濫用ノ弊ヲ防

禦シ置ク考ニ候

以上 ○(三井八郎次郎印)

五月十九日(火曜日) 重役会後第拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

自署(田塚啓)

花押(益田孝)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、本店各係服務規程中改正ノ件 可決

一全 “ 機械并鉄道用品共通計算取扱規則制定ノ件 可決

一重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則改正ノ件 可決

一全 “ 賞与内規ヲ三井營業店使用人臨時手当金給与内 可決

規下改正ノ件

以上 ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

五月二十三日(土曜日) 午後一時半第拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)益田孝)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、上海支店へ英炭先買認可ノ件 可決

益田専務理事發議

一上海紡績会社貸金ニ関スル件

益田専務理事發議シテ曰ク、別紙本物産会社上海支店長ヨリノ來状及ヒ電報ニアル如ク、上海紡績会社ハ興泰号ヨリ買入価格參拾七万五千兩ノ内露清銀行ニテ式拾貳万五千兩借入有之ニ付、勢ヒ露人一名ヲ重役ニ加ヘ、又其權衡ヲ保ツト英國法律ノ下ニ登記スル等ヨリ英人一名ヲ重役ニ加ヘサルヲ得ス、其結果ハ全行ノ制裁ト營業上不利益ナル干渉ヲ受クヘクシテ甚面白カラス、然ルニ曩ニハ英國法律ニ遵フ方課税ナク利益ナルヘシトテ一旦ハ其見込ナリシカ、取調ノ結果日本法律ノ下ニテモ本店ノ外國ニアル会社ニハ所得税、營業税等ヲ納付スルニ及ハス、登記税モ外務省ノ見込ニテハ支出スルヲ要セス、目下司法省へ交渉中ナレハ納付見合可然トノ意見ナリ、旁前記露清銀行ヨリノ貸金ヲ返却スルコトヲ得ハ、露英人加名ノ面倒ナク日本法律ノ下ニ組織シ得テ最好都合ナルヨリ、勸業銀行其他ニテ借入方取計ヒ申越シタリシモ、寧ロ興業銀行ノ与ルヘキ事柄故全行總裁ニ全社ノ紡績工場、製糸場等抵当五ヶ年賦七分利ニテ式拾万円貸付方内談、上海ヨリハ式拾万兩ト申シ來レトモ、而ニテハ金銀ノ相場ニ變動アリテ素ヨリ危険ノコト故式拾万円ニテ可然云々談合ノ処、七分ニテハ安キニ過ク今少シ高歩ニハ難成乎トノナリシガ、露清銀

行既ニ五ヶ年賦七分ナレハ、歩合ハ如何トモナシ難カルベシト申セシニ、然ラバ金利ノ辺カ如何カ兎ニ角重役会ニカケテ協議試ミ可申モ、上海ニハ支店モナク随テ事情甚暗ク総テ貴会社ニ頼ル外ナシ、就テハ万一ノ場合抵当物ヲ売却シテ不足スルトキハ其責ニ任スルヲ、三井物産会社ニテ保証サル、カトノ間ヒ故、金高少ク且確カナナレハ多分辞セサルヘキモ夫々協議ノ上ニアラサレハ確答ハ難致ト答ヘ置キタリ、若シ興業銀行ニ於テ承諾セハ三井物産会社ニテ保証スルヲニ致シタシ、若シ又金利ノ安キ等ヨリ調談不相成場合ニハ一時固定ハスルモノ、金高少額抵当確実ニシテ而シテ大ニ三井ノ勢力ヲ及ホスヲナレハ、三井銀行ヨリ貸出シテハ如何、尤モ拾五万円ニテモ足ルベキ様子故拾五万円貸付可成早ク返却セシメ、遅クモ五ヶ年以内ニ返却ノトシ、又目下ハ金利安キ場合七分ニテモ宜シカルベキモ、内地利子騰貴ノ場合ニハ銀行不利ナルヘクニ付、物産会社へ上海紡績ヨリ全社利益ノ一割ヲ報酬トシテ得ル契約ニ付、其分ヨリ銀行へ補償スルヲニ致シテモ可然、兎ニ角上海支店長ニ至急返電夫々談合爲致度云々陳述アリ、協議ノ末右ノ趣旨ニテ返電可然ト決ス

右ノ決議ニ基キ右會議録ヲ添ヘテ左ノ如ク同族会へ提議セリ上海紡績会社カ全社ノ紡績工場、製糸場等ヲ抵当トシテ、年七分ニテ五ヶ年賦式拾式万五千両露清銀行ヨリ借入金アリ、之ヲ返却セサレハ勢ヒ露人一名ト權衡上英人壹名ヲ重役ニ加ヘテ、英國法律ノ下ニ登記セサルヘカラス、左スレハ露清銀

行ノ制裁ヲ受ケ、營業上ノ干渉等不利妙カラサルヘシ、若シ興業銀行杯右同条件ニテ式拾万円貸付シ前借ヲ皆済セハ、日本法律ノ下ニ会社成立シ得テ彼是レノ不利面倒全クナク、三井ノ勢力ヲ扶植スル上ニ於テモ最好都合ナルヘシ、右ニ付目下相談中ナル興業銀行ニ於テ幸ヒ貸金ヲ承諾セル海外ノ工業ナルヲ以テ、三井物産会社ニテ其社債保証ヲ申込マレタルトキハ之ヲ承諾スルヲ

若シ興業銀行トノ相談不調ノ時ハ金額少ク抵当確カナル故、三井銀行ヨリ年七分ニテ拾五万円(本額ニテ可然様子)ヲ貸付シ、遅クモ五ヶ年賦ニ返却セシムルヲトシ、將來内地ノ金利騰貴セハ、物産会社カ報酬トシテ得ル所ノ上海紡績会社利益ノ一割中ヨリ三井銀行へ補償スルヲ

右物産会社上海支店長へ返電ノ都合ヨリ益田專務理事発議セリ、其趣旨可然ト本会ニ於テ決議致シ候、依テ管理部會議要録、支店長來状写等相添へ提出候也

(編外未書)
〔五月廿五日〕同族會議認可左ノ如シ、本案前段可決(先ツ興業銀行ヲシテ金融ヲ与ヘシムルヲ勉ムルニ止メルヲ)以上
○(三井八郎次郎印) ○(三井養之助印)

五月廿六日(火曜日) 重役会後第拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝) ○(有賀長文印)
○(早川千吉郎印)

協議要項

- 一 銀行提出、小口当座預金無利息範圍拡張ノ件 可決
 - 一 全 " 定期預金ノ最低額ヲ定ムル件 可決
 - 一 物産会社提出、特別休暇規則改正ノ件 可決
- 以上 ○(三井八郎次郎印)

六月三日(水曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

- 會員 ○(三井三郎助印)
- (三井得右衛門印)
- (花押)(益田孝)
- (自署)(岡塚磨)
- (三井八郎次郎印)
- (三井養之助印)
- (三井養之助印)
- (朝吹英二印)
- (早川千吉郎印)

協議要項

- 一 鉾山会社提出、本店職務章程中改正ノ件 可決
- 以上

六月五日(金曜日) 午後一時半第拾九回管理部会ヲ開ク

- 出席員 ○(三井三郎助印)
- (三井養之助印)
- (三井得右衛門印)
- (三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝) ○(有賀長文印)
○(朝吹英二印) (自署)(岡塚磨)
○(早川千吉郎印)

協議要項

- 一 王子製紙会社新株応募名義ニ関スル件
- 別紙銀行ヨリ提案ノ如ク、王子製紙会社新株ヲ銀行所有名義ニスル片ハ、同行業務ノ実質及体面上ハ勿論、売却処分ノ場合ニモ甚タ面白カラサルノ觀アリ、依テ応募株即チ三万株ヲ左記七名ノ所有名義ニスルヲ可然ト決ス

記

- 一 五千株 三井養之助
- 一 五千株 三井得右衛門
- 一 四千株 益田 孝
- 一 四千株 團 琢 磨
- 一 四千株 朝 吹 英 二
- 一 四千株 早川千吉郎
- 一 四千株 鈴木梅四郎

計參万株也

團鉾山会社専務理事發議

一 鉾区ニ関スル件

- 團専務理事發議ノ通り取計ヒ可然ト決ス
- 以上

六月十二日（金曜日） 午後三時第貳拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井賽之助印

○三井八郎次郎印

○三井得右衛門印

（花押）（益田孝）

○朝吹英二印

本日ハ別段成案ナク、只銀行決算ノ件ニ付テノ協議ト、益田専務理事ヨリ勝立丸ノ件ニ関シ報告アリ

以上

六月十七日（水曜日） 午後一時半第貳拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印

○三井得右衛門印

○三井賽之助印

○三井八郎次郎印

（花押）（益田孝）

○朝吹英二印

○早川千吉郎印

協議事項

一 銀行提出、神戸市水道公債応募ノ件

可決

一 全 “ 身許保証金規則中追加ノ件

重役会
決議通り 可決

一 物産会社提出、茶木綿拾万反迄ヲ限り一時先買認可ノ件

可決

一 鉾山会社提出、万田坑排水設備費申請ノ件

可決

一 物産会社提出、資本金増額御願ノ件

可決

幸ニシテ社連日ニ進ミ月ニ盛ニシテ、今日ニ在リテ八年々ノ

商売高約八千万円ニ達シ尚年々増加ノ一方ニ有之候事、誠ニ

御同慶ノ儀ニ御座候、然ルニ翻テ当社ノ資力ヲ閱スルニ資本金ハ僅々壹百万円ニシテ、積立金五百拾貳万円四拾六拾貳万円ニ有之候へ共、有価証券、不動産、船舶、漁場等ノ資金ニ固定セルモノ及長期貸金ニ相成居ルモノヲ控除スレハ、正味流動資金ハ貳百万円ニ充タス、之ヲ前述セル当社毎年ノ商売高ト対照シテ考フレハ、決シテ其當ヲ得タルモノトハ難申ノミナラス、却テ薄弱ナル基礎ノ上ニ商売ヲ經營シツ、アルモノト破存候、勿論内地ニ在リテハ、仮令当社ノ資本金ノ多寡ニ不拘、三井家ノ事業ナルヲ以テ充分信用ヲ措ク可キモ、之ヲ宏ク海外ノ市場ニ就テ考フレハ最モ緻密ニシテ且頗ル機敏ナル欧米商人カ、我社ノ商売高ニ比シ其流動資力ノ少額ナルニ一驚ヲ喫シ大ニ疑ヲ懷クノ止ムヲ得サルヤ必セリ右ノ如キモ幸ニシテ直接当社員ノ耳ニ達セル場合ニハ、懇々其理由ヲ説明シ当社ノ信用ヲ弁護スト雖モ、多クハ独リ信用ノ程度ヲ調査シ資金ノ少額ナルヲ發見スルヤ、深ク信ヲ措クニ足ラストシテ去ルハ寧ろ欧米ノ通習ニ御座候、如此ハ昔日ノ日本商人トシテハ著シク痛痒ヲ感セストスルモ、今世紀ニ在テ世界の商売ヲ營マント欲セハ、須ラク主義方針及設備ノ点ニ於テモ、均シク欧米ノ大商ト全規全徹ニ準スルノ必須ナル事ト確信仕候

尚退テ實際商業經營上ヨリ之ヲ願省スルニ、今日ノ設備ハ決シテ安全ナル方法トハ難申、即チ運転資金ニ用ユルニ二百万円・固定資金トシテ五百万円ハ是非共要スベク候、勿論此以

外ニ銀行ヨリ大ニ資金ノ融通ヲ受ケ得ヘク、現ニ今日ニ於テモ当社流動資金約式百万円以外ノ所用ハ総テ之ヲ銀行ノ融通ニ仰キ居候ヘ共、正金銀行ノ資金ハ一定有限ニシテ、我社ヲ始メ通商界全体ノ發達ニ伴フテ増額スルモノニ非ラス、況ンヤ我邦一般ノ海外貿易ハ其資金ノ需要ヲ大率正金銀行ニ求ムルノ有様ナルヲ以テ、我社ノ如キ向後独リ正金銀行ノ融通ニ依頼スルカ如キハ思モ依ラサル儀ニ御座候、他ニ外国銀行ニ就テ多少融通ノ道ヲ講スルハ固ヨリ怠ラサル所ナレバ、是亦希望スルカ如ク容易ニ巨額ノ信用ヲ与ヘサルノミナラス、平素外国銀行ノ融通ニ重ヲ措ク時ハ予テヨリ神經過敏ナル彼等ハ些少ノ世評ニモ疑惑ノ念ヲ生シ警戒ヲ加ヘ融通ヲ緊縮シ、之カ為メ我社ハ金融上踉蹌ヲ蒙リ意外ノ困難危険ニ遭遇スルヤ未タ計リ難ク候、今日迄斯ノ如キ悲境ニモ遇ハサリシハ順当ノ成績ト言ハンヨリハ寧ロ僥倖ト申シテモ可然哉ト被存候右等ノ事情ヨリ考フレハ、我社カ今日ノ商業ヲ継続シ進シテ競争激甚ナル今後ノ商界ニ雄飛シ、尚一層ノ隆盛ヲ期セント欲セハ、是非共我社自ラ資金ノ充実ヲ計リ以テ其基礎ヲ鞏固ニスルノ必要ナル、多弁ヲ要セサル儀ト相信申候

因テ茲ニ請求仕度ハ、当社ノ資金ヲ増加シテ積立金ト共ニ壹千万円ト致度儀ニ御座候、前述ノ通り当社ノ資本及ヒ積立金ハ合計六百拾式万円ナルヲ以テ、今壹千万円トスルニハ跡ト參百八拾八万円ヲ要ス、而シテ用途ノ多端ナル今日ニ於テ一時ニ之ヲ要求スルハ甚タ其當ヲ得サルニ付、当社ヨリ毎季納

入スル特別營業準備積立金丈ケノ金額ヲ、当社増資トシテ更ニ御支出被成下度、固ヨリ此金額及ヒ是ヨリ増蓄スヘキ積立金トヲ合シ壹千万円トナルノ睨ニハ、資力充実ト認メ御支出相願ハズ候、仮ニ当社ノ營業ニシテ昨今年ノ如ク好況ナランニハ、御支出ノ事凡ソ六季ニテ足ルヲ得ヘク、若シ之ヲ既往五ケ年間ノ利益平均額ニ見レバ、約五ケ年ヲ以テ充実スヘキ予算ニ御座候

如此ニシテ愈々壹千万円ニ達スルニ至レバ、積立金ヲ五百万円トシ、其都度増資額トシテ御支出願フベキ特別營業準備積立金以外ノ積立金剩余ノ分ハ一旦之ヲ同族会ニ納入シ、更ニ資本ノ増額トシテ御下附ヲ願候ハ、始メテ五百万円ノ資本金トナル次第ニ御座候、此儀予メ茲ニ陳述仕置候

尚左ニ聊カ当社カ如何ニ差当リ資金増加ノ必要ヲ感シ居候カヲ陳ヘンニ、從來我社カ石炭、枕木、宮口大豆、大豆粕、爪哇原料糖、輸入米又近クハ彼ノ「オーシャン、アイランド」燐礦石等ノ如キ容積莫大ナル商品ヲ取扱ヒ、激甚ナル競争場裡ニ能ク勝ヲ制セシモノハ、主トシテ社船ヲ有シ之ニ由テ運搬シ得ルカ故ニ御座候、然ルニ社船中既ニ売却シ又売却ヲ得策トスヘキモノアリ、旁々此際社船ノ増加ヲ計ルコト愈切ニ御座候、試ミニ所有船ヲ売却セサル昨三十五年度中、門司、口ノ津、唐津ヨリ輸出セル石炭、北海道ヨリ輸出セル枕木及宮口ヨリ輸入セル大豆粕運搬用ノ為メニノミ使用シタル社船及雇船ノ割合ヲ見ルニ

艘数

噸数

社船 一五二

四一五、二〇一

雇船 四九〇

一、〇一八、〇五九

即ち雇船使用高ハ艘数ニ於テ社船ノ三倍強、噸数ニ於テ社船ノ二倍半弱ニ當リ、此外蘭貢米、西貢米、支那綿及ヒ爪哇糖等ノ輸入ニ雇船ヲ使用セルモノヲ合算スレハ、其數量決シテ尠少ニ無之候、故ニ今日ニ於テ社船ノ増加ヲ計ルハ詢ニ急務中ノ急務ニシテ、直接間接ニ利益スル所尠カラス候

今ヤ社船ノ用途ト来往スヘキ港湾ノ關係等ヨリ審按スルニ、新規建造又ハ購入スヘキ船舶目下左ノ通りニテ然ル可キ乎ト相考候

六千噸

壹艘

約六拾万円

貳千噸内外

貳艘

約七拾万円

(内壹艘新造ノ件ハ四月十日既ニ評決ヲ仰置候)

而ノ之カ資金ノ当途ハ、売却船代金並売却予定代金參拾五万円ハ之ニ用フルモ、尙不足金額九拾五万円ヲ要スルヲ以テ之ニ對シテハ増加資金ノ内ヨリ充ツル事ニ致度候

何レ船舶購入ニ付テハ、更ニ精細ナル案ヲ具シテ伺出可申候ヘ共、当社現時ノ実況如此ニ御座候間、何卒本文資本増加ノ儀御採用被成下度、此段奉願候也

一朝吹理事發議、整理費徴収ノ件

朝吹理事曰ク、別案物産会社増資ノ一ハ誠ニ御尤ニテ、之ニ對シ異議ヲ狭ム所ナシ、唯銀行ハ特別營業準備金ヲ免除サレ

鉦山ハ築港ノ為メ之ヲ下附セラル、トナリ、僅ニ物産会社ノミノ処、前ノ増資ノ義決セハ特別營業準備金ハ殆ント皆無トナルニ、差当リ銀行ノ如キ如何シテモ整理ノ必要アル故、別ニ此整理費ヲ徴収スル方法ヲ設ケサルベカラス、幸ヒ此期ヨリ建築資金ノ徴収廢セラル、ニ付テハ之ヲ整理費ニ充ツルモ、今少シ余分ニ徴収スルノ必要アルヘシ云々トノ提議アリテ、終ニ各店純益ノ一割ヲ最低トシ、利益ノ多少等ニ依リテ一割五分迄徴収スルノ規定ヲ設ケ可然ト決ス

一益田專務理事發議、同族会ヲ法人トナスノ件

益田專務理事發議ノ大要ニ曰ク、同族会ニ於テ土地家屋等ハ追々銀行ヨリ御買取ニナル御方針ナルカ、今日ハ却テ王子製紙会社、鐘淵紡績会社等ノ株券ヲ御買取リニナリテ、銀行ノ体面ヲ善クスル一急務トナリテ来マシタ、然ルニ法人デナケレバ名義等ニ於テ不便利尠ナカラサル故、同族会ニ於テ能ク主義ヲ定メ、同局ヲ内事、資産ノ二部ニ分チ法人トシテハ如何云々陳述アリテ、可然ト決シタリ

六月十九日(金曜日) 午後一時半第廿貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井傳右衛門印

(花押) 益田孝

○三井八郎次郎印

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

本日ハ三井銀行提出、三十六年上半季決算報告予定ノ件、及ヒ全行所有鐘淵、王子両会社株式并ニ王子製紙会社無利息貸付金ノ利息補給ニ関スル件ニ付協議アリタリ

以上

六月廿六日(金曜日) 午後一時半第貳拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井賽之助印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、芝三田四国町地所ヲ売却地卜定メ漸次分割売却ノ件 可決

可決

一呉服店提出、積立金補填金ヲ同族会預金トナスノ件 可決

一重役会提出、清華、東亜商業両学校へ寄附金ノ件 可決

一銀行提出、三十六年上半季決算報告予定ノ件 可決

本行当期ノ決算ハ数日ノ中ニ計上シテ精確ノ報告ヲナスコト

ヲ得ベシト雖モ、一昨二十日ノ現在ニ基キ当期ノ損益勘定ヲ

各店ヨリ徴シ、之ニ因リテ更ニ当期ノ総利益決算額ヲ仮算ス

ルニ左記ノ金額ヲ得タリ、蓋シ本月下旬間ノ損益ニ限り各店

何レモ之ヲ予算トシテ計上シアルヲ以テ、小額ノ異動ハ素ヨ

リ免レサルベキモ、其大數ニ於テハ異動ヲ生スルコトナキヲ

以テ、此決算予定額ニ基キ左ノ利益分配事項可然御評決有之度

三十六年上半期決算報告見込

金貳拾壹万四千參百參拾六円 当半期利益金

内

金貳万參千円

共用費引当

金壹万九千円

重役賞与

金壹万九千円

新規納入分

差引

金拾五万參千參百參拾六円

金拾万六百參拾參円

前期繰越金

金八万四千六百四拾貳円

鐘淵・王子両株式及王子製紙会社固定貸金補給利息

合計金參拾參万八千六百拾貳円

内

金拾万円

社員配当金

金拾五万円

積立金

金八万八千六百拾壹円

後期繰越金

一三井銀行所有鐘淵、王子両会社株式并ニ王子製紙会社無利息貸

付金ノ利息補給ニ関スル件

可決

三井銀行本期ハ一般金融ノ緩慢ナルヨリ預金利息ハ低落セシ

モ、其前約定ノ預金ニ対シテハ高利ヲ支払フ等ヨリ利益ノ減

少ヲ来シ、加フルニ鐘淵紡績、王子製紙両会社株式ノ無配当

及ヒ王子製紙会社ノ貸金無利息等ト相待テ、大ニ利益ノ減少

ヲ来シ、信用上ニ關係スルコト渺カラサルヲ以テ同族会ヨリ補給アリ度旨申出タリ、右ハ事実不得止場合ニ付、右両株式及王子製紙貸金合計金參百七万七千九百円ニ對シ、五朱五厘ニ相当スル利子金八万四千六百四拾貳円ヲ、特別營業準備金ノ内ヨリ本期ニ限り補給スルコトニ致度事

一臨時準備金徵收規程制定ノ件

可決

特別營業準備金ハ特別ノ事情ニ依リ免除或ハ下附等ノ為メ、当初ノ目的通り運用スルニ足ラス、依テ建築資金徵收規程廃止ニ際シ、別紙ノ通り臨時準備金徵收規程ヲ制定シ、当分ノ内徵收スルコトニ相成可然哉

臨時準備金徵收規程

第一条 臨時準備金ハ三井銀行、三井物産会社、三井鉱山会社及ヒ三井呉服店ノ四会社ニ於テ負担ス

第二条 臨時準備金ハ營業店毎半季純益金ノ十分ノ一ツ、當分ノ内三井家同族会事務局ニ徵收スルモノトス

第三条 臨時準備金ハ必要ニ応シ營業店整理補助費ニ充用スル等、管理部会ニ於テ適宜用途ヲ審議シテ、重役会ノ意見ヲ徵シ又ハ直ニ同族会ノ決議ヲ經テ支出スルモノトス

附則

第四条 本規程ハ明治三十六年上半季決算期ヨリ実施ス

一共用費規程修正ノ件

可決

共用費規程第一条左記ノ通り修正ノコト

第一条 共用費ハ管理部会ニ於テ、各營業店毎半季總益金ヨ

リ有価証券相場差金、不動産償却金、滞貨準備金、継続商業損失準備金、起業費償却金及利息金、使用人臨時及特別手当金、恩給基金等、損失トスベキモノヲ引去リタル益金（臨時準備金及重役賞与金等ヲ引去ラサル金額）ニ依リ、徵收率ヲ定メ同族会ノ認可ヲ經テ事務局ニ徵收ス可シ

一共用費徵收率決定ノ件

可決

三十六年上半季共用費徵收率ハ純益金ノ七分壹厘トスル事

理由

共用費規程ハ今般改定相成、純益金ニ依リ徵收率ヲ決定スルコトニ相成タリ、昨年下半年ハ總益金ヨリ總損金ヲ差引キタル残額ノ百分四ヲ徵收セシガ、今回ハ純益金ヨリ徵收ノコトニナリタルヲ以テ、本期予算額ニ相当スル金額ヲ徵收スルニハ本文ノ通り七分壹厘トスルコト

以上

六月三十日（火曜日）重役会後臨時第貳拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井養之助印）

○（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

○（三井得右衛門印）

○（三井八郎次郎印）

○（有賀長文印）

○（早川千吉郎印）

協議要項

一物産会社提出、飯田義一外三名辞令案

可決

- 一 物産会社提出、門司支店長、長谷川銈五郎謹責ノ件 可決
- 一 鉾山会社提出、稻石鉾区買収ノ件 可決
- 一 全 “ 大牟田町會議員當選認可ノ件 可決

三池炭礦主事 岡本貫一
 “ 會計幹事心得 岩田謙三郎

巖二當会社阿部唯吉及河村民介、大牟田町會議員就任罷在候
 処兩人共死去ニ付今般右補欠選舉執行、其結果前記ノ兩名當
 選致候ニ付、応募ノ義御認可相成候様致度

(別紙岡本主事上申書略之)

以上

七月三日(金曜日) 午後一時半第貳拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

- 一 銀行提出、全行所有日本銀行株式売却ノ件 可決
- 一 鉾山会社提出、三角港地所九州鐵道会社へ売却ノ件 可決
- 一 銀行提出、三十六年上半年特別手當金支給ノ件 可決
- 一 物産会社提出、全上 可決
- 一 鉾山会社提出、全上 可決

- 一 呉服店提出、全上 可決
- 以上

七月七日(火曜日) 重役会後臨時第貳拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

- 一 銀行提出、明治三十六年上期(第貳拾期)利益分配案 可決
- 以上

七月十四日(火曜日) 重役会後第貳拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

- 一 銀行提出、足利、三池両支店閉鎖ノ件 可決
- 一 物産会社提出、阪本町并三代町所在ノ不動産売却ノ件 可決
- 一 呉服店提出、明治卅六年上半年決算ノ件 可決

一 重役会提出、明治卅六年上半季各營業店配当金ニ関スル件

以上 ○(三井養之助印)

○(有賀長文印)

可決

七月十七日(金曜日) 午后一時半第貳拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

一 銀行提出、補給金返納ニ関スル件

可決

本年上半季当行ノ純益ハ存外ニ少額ナルヘキ見込ナリシヲ以テ、当行ノ信用保持上鐘淵、王子両会社ノ株式并ニ王子製紙会社無利息貸金ノ各利子補給ノ稟議ヲ經テ八万四千六百四拾貳円ヲ特ニ同族会ヨリ交付セラレタリ、然ルニ決算ノ結果左程ノ成績ニモアラサリシヲ以テ、右ノ補給金ハ之ヲ利益ノ中ニ加算セスシテ別段預金ニ編入シ置クヲ得タリ、因テ右ノ金額全部ハ此際一応同族会ニ返納スルヲ以テ穩当ナリトス

右御評決有之度

一 鈴木梅四郎へ臨時補給ノ件

朝吹理事陳述ノ大要ニ曰ク、鈴木梅四郎ニハ此間金壹千円補助トシテ給与セラレシカ、昨年ハ補助以外ニ改革ノ際トテ五

百円ヲ増給セシ、本期ハ金壹千円丈補給セシ処全人銀行在勤

當時ノ全等者ト釣合上猶四百五十円程増給致ス方穩當ニ付、寧口金五百円支給致度シ、尤モ右ハ王子製紙会社ヨリ給与可致ノ処、全人モ專務取締役ノ位置ニアリテ利益ナキ会社ヨリ支給ヲ受クルハ心苦シトノコト、實際御承知ノ如ク全会社困難ノ折柄故、今一応昨下期全様五百円臨時補給有之度云々陳述アリテ、可然ト決ス

一 右ノ外益田專務理事發議ニテ枝光製鉄会社商議委員囑托諾否ニ関スル件、朝吹理事發議ニテ後藤毛織物会社引受ニ関スル件、及内国勸業博覧会開會ニ付、大阪銀行、物産、呉服店支店長ニ臨時手当給与ノ件等ニ付協議アリタリ。

以上 ○(三井養之助印)

七月廿一日(火曜日) 重役会後第貳拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、明治卅六年上半季損益決算ノ件

可決

一 鉾山会社提出 全上

可決

一 全 明治卅六年上半季起業費決算ノ件

可決

- 一物産会社提出、神戸支店へ台湾渡米買越認可ノ件 可決
 - 一全 “ 神戸支店へ米囤産小麦買越認可ノ件 可決
 - 一全 “ 若松町債応募ノ件 可決
 - 一 鉱山会社提出、社宅并倉庫用地買収ノ件 可決
 - 一全 “ 万田抗坑夫納屋敷地買収ノ件 可決
 - 一 平岡浩太郎二関スル件 可決
- 本案ハ重役会決議ノ通り断ル外致シ方ナシト決ス
以上

七月廿四日(金曜日) 午後一時半第參拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印) ○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝) ○(有賀長文印)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)

協議要項

一同族会事務局規則ニ改正ヲ加ヘ資産部ヲ設クルノ件 可決

同族会事務局現在ノ秘書、内事及會計ノ三掛ヲ合一シ内事部ノ総称ヲ以テシ、別ニ従来同族会ニ屬シ及ヒ今後同族会ニ屬スベキ營業資産事務ヲ掌ルコトヲ目的トシ資産部ヲ新設スル事

理由

従来同族会所属財産ニシテ法律上同族会ノ名義ヲ以テ所有シ

一三井銀行所有株券整理ノ件

可決

三井銀行ノ資金ト見做スベキモノハ概算四千七百万円ナレバ中參千七百万円ハ他人ヨリノ預り金ニ屬ス、抑他人ノ金ヲ預ル者ハ常ニ預ケ主ノ安心ニ注意シ、其所望次第何時ニテモ預金運用ノ実況ヲ公示シ、或ハ帳簿ヲ閱覽セシメテ毫モ疾シカラサル迄ノ用意アルコトヲ要ス、今三井銀行資金運用ノ実況ヲ見ルニ四千七百万円中參千四百万円ハ貸付割引ニ、壹千四百六拾万円ハ有価証券ニ、五百万円ハ土地建物ニ投スルヲ以テ資金總額ノ三割強ハ有価証券ニシテ有価証券中ノ七割強迄ハ諸会社ノ株券ナリ、而シテ株券中ニハ王子製紙(買入原価百八拾万円) 鐘淵紡績(全百參拾九万六千円)ノ如ク担保品ノ資格ナキ物其主位ヲ占ム、最近(六月三十日)ノ計算ニ拠レ

パ総株券ノ中担保品ノ資格アルモノ六百八拾五万余円、資格ナキモノ四百六拾万余円ニシテ総株券ノ四割ハ担保ノ資格ナシ、此等ハ一方ニ於テ資力ノ運用ヲ減殺スルノミナラス之ヲ銀行資産トシテ所有スルハ大ニ信用ニ影響ス、故ニ成ル可ク速ニ之ヲ資産中ヨリ取除カサル可ラスト雖モ、差当り売ラントシテ売レサル物アリ、仮令売リ得ラル、トスルモ市場ノ形勢ニ顧慮スベキ物アリ、是ニ於テ臨時準備金其他全族会營業資産ヨリ生スル余力ヲ利用シ、先三井銀行ニ於テ最モ処置ニ苦ム部分ノ株券ヲ手始トシ、余力ノ許ス程度ニ從ヒ順次買取シ同族会ノ所有ニ移シ、以テ銀行ノ体面ヲ保チ信用ヲ厚フセシメンコトヲ欲ス、而シテ今後三井銀行ハ再ヒ其資金ヲ株券ニ投スルコトヲ為サス、且營業上抵当流レトナリシ物アル時ハ必ス銀行自ラ相当ノ処分ヲナスノ方針トナサンコトヲ希望ス

朝吹理事発議

一 後藤毛織物製造所ニ関スル件

朝吹理事曰ク、後藤毛織物製造所ノ件ニ付三菱ノ豊川氏ト会谈ノコトハ此前御報告申置キタリ、其後夫々取調ヘ等ノ為メ未タ其儘ニ成リ居ルモ、最早去就何レカ返答セサルベカラズ、若シ此製造所ヲ引受ケンニハ第一、三菱ノ四拾参万円ニ対シ結局ハ五分利十五年賦位ナルヘキモ、先四分カ三分五厘ノ利息ニテ十五年賦位ニ談判イタシタシ、而シテ此居リ合付カバ会社ハ株式組織、資本金参拾万円トシ、其内物産ノ貸金凡ソ式拾七万円銀行老万円程合計式拾八万円計リナルヲ可成ハ式

拾五万円程トシ、残り五万円程ハ之ニ從事スル者ヘ分賦シテ奨励ノ一端ニ供スルコト得策ナランカ、弥々着手スルトシテモ流動資金ハ凡拾五万円ノ融通アレハ足レリ、別表ニモアルカ如ク福井、清岡、臼井、川合等ノ取調ニ依レハ一ヶ年利益予算拾式万円、之ニテ三菱ノ借金四拾参万円ニ対スル利子、年賦金ヲ支払ヒツ、十年目ニ至リ、其結果ハ都合三菱ハ式拾九万円返済残金ハ僅カ拾四万円トナル、而シテ積立金猶式拾九万円程アルヲ以テ三菱ヘノ殘金ヲ一時ニ返済スルモ拾五万余円ヲ剩ス計算トナル次第ナリ、唯之ニ着手スルニハ第一ニ適當ノ人物ヲ撰ムニ在リ、最初井上静雄ト思ヒシカ全人ハ大阪ニ大分關係アリ、旁寧ロ若手ヲ撰ム方宜シカラント存シ彼是ト勤者、物産支店長中可然ト認メシ者アリ、之ニ高辻奈良造ヲ暫ク顧問トスレバ差支ヘナカルベシ、而シテ其材料買入及製品売捌キ共物産会社ノ一手ニ托スルコトナレハ、物産手数料式万円余アルヘシ、此分ハ暫ク同社ノ利益勘定ニ加ヘス、万々一見込通り利益上ラヌ時ハ其半額ナリトモ補助スルノ準備トシテ積ミ置キ、幸ニ利益アリシ片ハ仕払フコトノ特約ヲモ致置キタシ、大略取調ノ結果ハ右ノ如シ、就テ一ツ仕事ヲ増シ多少面倒アルトスルモ熟レノ点ヨリ考フルモ先々此業ハ成算アリテ損失ハアル間敷ト思ハル、ヨリ、着手シ見ントノ御思召アラハ其積リニテ返答可致、尤モ談判ノ政略上ヨリモ亦事实上ヨリモ結局ノ去就ハ同族会決議後トスレモ、先十五ヶ年賦利子三分五厘カ四分位ヨリ談合致シ試ムヘキ哉云々陳述ア

リ、彼は協議ノ末兎ニ角年賦利子等ノ談判相試ミ可然ト決ス
右ノ外熟練ナル職工三拾名程引留メアルヲ、及些少ノ器械買
入代一、二口滞リ居ルヲ及工場修繕ノヲ等併セテ陳述アリタ
リ

一三井呉服店共用費ニ関スル件

朝吹理事曰ク、三井呉服店ハ他商店全様共用費ヲ納付スルモ
管理部署書記等ノ給料、勤務補助費等ノ外関係尤少ク、就
テハ電燈ノ分配ヲ願ヒ、之ニテ相殺ト見テ満足スル積リナリ
シ処、或ハ自營電燈ヲ廢セラル、ヤノ噂アリ、果シテ然ラハ
共用費免除アリタシト申出タリ、尤モ電燈ハ迎モ廢スルヲヲ
得サルモ、兎ニ角外商店並ハ聊力負担ニ過クル如クニ付、先
半減トシテハ如何云々陳述アリテ、半減可然ト決ス
一 鉾山会社提出、齋間貞之丞死去ニ付特別恩給給与ノ件
本案ハ左ノ通り修正可決ス

一金貳千円也 特別恩給金給与高

外ニ

一金五百円也 鉾山会社ヨリ支給高

当会社三池炭礦工務員補助亡齋間貞之丞、万田坑開鑿工事中
特別ノ功勞ニ対シ、特ニ金五百円支給ス

以上

七月廿八日(火曜日) 重役会後第參拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、田宮善次郎微罰案

一 全 “ 川上熊吉微罰案

一 全 “ 支店長任免ノ件

一 物産会社提出、綿花販売主店綿花先買認可ノ件

一 全 “ 大野市太郎外名辞令案

一 呉服店提出、本店々頭摸様替工事費支出ノ件

一 呉服店提出、共用費納付割合半減ノ件

以上 本件ハ前回ニ於テ朝吹理事ヨリ發議アリシ処、更ニ呉服店ヨ
リ提案アリテ可決ス

以上

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

可決

可決

可決

可決

可決

可決

七月三十一日(金曜日) 午后一時半第參拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 罷役内規制定ノ件

第一条 使用人ヲ罷役トナス場合ハ此内規ニ準拠ス

第二条 罷役期限ハ滿十二ヶ月トシ罷役申渡タル当日ヨリ起算ス、滿十二ヶ月ヲ經過シタル時ハ当然解雇セラレタルモノトス

第三条 勤続年數滿五ヶ年 以上ニ達シ且ツ相当ノ功勞アル使用人ニアラサレハ罷役トナスコトヲ得ス

第四条 罷役ノ者ヘハ罷役期限内罷役申渡サレタル當時ノ月給全額ヲ向フ三ヶ月間支給シ、三ヶ月以後ハ尙九ヶ月間

罷役申渡シタル當時ノ月給式分ノ一ヲ支給ス

第五条 罷役ノ者他ノ事業ニ従事スル時ハ罷役期限滿了ト見做シ第四条ノ支給ヲ停止ス

但情狀ニ由リ特ニ全部若クハ其幾分ノ支給ヲ繼續スルコトアルベシ、而シテ其支給期限ハ第二条ニ定メタル十二ヶ月以内タルコトヲ要ス

第六条 罷職期限内タリテ都合ニ依リ又ハ本人ノ願ニ依リ解僱スルコトアルベシ

附則

第七条 都合上無給罷役申渡シタル者ハ本則ヲ適用セズ

第八条 本則実施ノ時ニ於テ現ニ罷役中ノ者ハ本則ヲ適用セズ

第九条 罷役給ノ支給方法ニ付本則ニ規定ナキモノハ總テ給料規則ニ拠ル

第十条 罷役者他ノ事業ニ就クトキハ其旨社長ヘ届出サスベシ

右ノ通り協定相成タリ

朝吹理事陳述

一 後藤毛織物製造所ニ関スル件

後藤毛織物製造所ノ件ニ付三菱豊川氏ヨリ返辭アリ、其大要ハ未タ三菱全体ノ決定ハ不致モ、銀行ノ重役會ニテハ三ヶ年置据都合十五ヶ年賦トシ、利子ハ五分、債權額四拾五万円ト認メラレタシ、元四拾參万円ナリシモ其後登記其他ニテ殆ント三万円相増シ、都合四拾六万円近クナリシヲ以テ四拾五万円ノ一ニ願ヒ度、何ヤラ掛引ヲ申出ス様ニテ心苦敷存スレモ宜敷御承知有之度云々申越シタリ、此前御協議ヲ乞フ片申サ、リシカ、三菱ノ債權ニ對シ着手早々年賦ヲ支出スルハ困難ト考ヘ、三ヶ年据置キ爾後十二ヶ年賦ニテ弁済ノ一ニ話シタルニ、是ヲ承諾シタル訳ナリ、而シテ先頃高辻技師ニ工場ヲ実見セシメシニ、器械ノ僅カ一部分ニ損所アルモ先概シテ行届キ居リ、引水ニ五拾円、排水ニ貳百五拾円程ノ支払ヲ要スルモ此辺モ都合能ク計画シアリト報シタリ、依テ三菱ヘハ次ノ週間ニ確答スル旨申置キタリ云々陳述、種々協議アリタレト決議ニ至ラス

右ノ外器械ニ於テ久保田ノ八、九千円ノ口ト横浜西洋人ヨリ三千円ノ口トアリ、此三千円ハ千円ニ直引談判セシモ先方ニテ八千五百円ニ引取り呉レト申ス、ツマリ此機械ハ買取ラ

ザルヘカラサルヘシト述ヘラレタリ
以上

八月四日（火曜日） 重役会後第參拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井兼之助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

(自署)(岡塚磨)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、新嘉坡支店ヘ石炭貳千屯先買認可ノ件

一三井營業店使用人給料規則修正ノ件

一罷役内規制定ノ件

可決

可決

重役会決議ノ通り第十二条中「十二ヶ月」ヲ「十三ヶ月」トシ、「当日」ヨリヲ「翌月」ヨリトシ、第四条「九ヶ月」ヲ「十ヶ月」トシ、第五条但書中「十二ヶ月」ヲ「十三ヶ月」ト修正可決ス（本内規各条ハ七月三十一日議事録ニ記載シアルヲ以テ之ヲ略ス）

八月七日（金曜日） 午後一時半第參拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井兼之助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

(自署)(岡塚磨)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、小出収外四名増給ノ件

可決

一全々 京釜鐵道社債応募ノ件

本案ニ関シ益田專務理事陳述ノ大要ニ曰ク、此京釜鐵道ノ如キハ純然タル國家事業ナレハ宜シク政府ニ於テ保証スヘシ、若シ政府ニテ差支アルトノナレハ、日本銀行力左ナクハ正金銀行杯ニ於テ保証ノ上募集ニ着手スヘキモノナリ、日本銀行ハ常ニ一般銀行ニ向テ、預金者ニ不安ノ念ヲ生セサラシムルコトヲ警戒スルニモ拘ハラズ、一朝事アル片ハ直チニ飛消スル此社債ニ対シ、今回ノ如キ勧誘アルハ平日ノ行為ニ似合ハス、政府、日本銀行共自ら責任ヲ免カレントスル次第二テ正当ノ行為ト云ヒ難シ、既ニ自分一個ノ意見トシテ当路ノ人杯ニハ其不都合ヲ極言シタリ、三菱銀行ノ之ヲ跳付ケタルハ尤ノ次第二ニテ、三菱ノ何トナク世間ヨリ重キヲ置カル、モ畢竟条理ニ戻リタルコトハ、縦シ政府ナリ日本銀行ナリ何レヨリ勸誘アルモ応セスト云フ如キ体度アルニ依ルナルベシ、仮令三菱銀行ガ跳付ケサルモ三井銀行ニ於テハ之ヲ謝絶シタシ、況シテ三菱カ応募セザル今日ハ共ニ応セサルコトニ致シ差支ナカ

ルベシ、斯ル場合ニ輒ク之ニ応スル片ハ、世間ニ於テ何か三井ニ於テハ日本銀行等ニ對シ弱点アルヨリ理否ニ拘ハラス承諾アルカノ如ク或ハ想ハレンモ計リ難シ、最早当方ニ於テモ儼然タル体度ヲ執ル方可然ト存スルモ、若シ之ヲ謝絶セバ募集進行上ニ頓挫ヲ来スヘクシテ山本總裁カ甚迷惑ナル場合ニ立至ル等彼是ノ斟酌アリテ不得已モノトスレハ、三井銀行ヨリ断ルモ三井八郎右衛門名義ニテ特別營業準備金ヲ以テ提案通り式拾万円丈ケ応募シ、一面ニハ銀行以外出資ノ途アルヲ世間ニ知ラシメ、他面ニハ銀行方針ノ確實ナルヲ預金者ニ知ラシメ、条理ヲ貫徹スルト同時ニ總裁ノ意ヲ充タシ理誼共ニ全フスルノ含ミヲ以テ、同總裁ト特別ノ間柄ナル朝吹理事ヲシテ談判セシムルヲニ致シテハ如何云々陳述アリ、協議ノ末可然ト決セリ

以上

八月十一日(火曜日) 重役会後第參拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井菱之助印)

○(三井得右衛門印) (白署)(田塚勝)

○(有賀長文印) (花押)(益田孝)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、堀内明三郎日本フランネル会社取締役兼任ノ件

可決

大阪支店勤務堀内明三郎日本フランネル製造株式会社取締役兼任ノ義認可致度ヲ

理由

当社ハ日本フランネル製造株式会社ノ大株主ニ有之、且同社ヘノ原料供給并同社ノ製品一手販売引受ノ關係モ有之、從來同社ノ取締役タリシ堀内明三郎ヲシテ、依然其職ニ居ラシムルヲ当社ニ採リテ便宜不尠候間、本文ノ義認可致度次第第二御座候

追テ本人ハ昨年二月以來当社ヲ罷役トシ、右フランネル会社ノ用務ニ専從セシメ居リタルモ、這回井上静雄氏ヲ該社ノ専務取締役トシ堀内ニハ復職申付ケタルモ、尚同人ノ取締役ハ継続就任セシメ置度義ニ有之候

(別紙大阪支店長來状及堀内何書略之)

一鉾山会社提出、本店特別旅費規則改正ノ件 可決

以上

八月十八日(火曜日) 重役会後第參拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井得右衛門印)

○(三井菱之助印) ○(有賀長文印)

(花押)(益田孝) ○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

- 一 呉服店提出、使用人身元保証金規則中修正ノ件 可決
- 一 重役会提出、喜寶会へ寄附ノ件 可決
- 一 重役会提出、東宮御慶事奉祝会へ寄附ノ件 可決

九月一日(火曜日) 第參拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○三井三郎助印)

○三井得右衛門印)

(花押)益田孝)

(自署)岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英一印)

協議要項

- 一 銀行提出、大坂商船株式会社々債引受ノ件 可決
- 一 呉服店提出、全店契約中修正ノ件 可決
- 一 鉾山会社提出、青森鉄山ノ件 可決
- 一 岸敬二郎高崎電気株式会社顧問技師承認ノ件 可決
- 一 芝浦製作所 電氣主任 岸 敬二郎
- 一 右岸敬二郎へ今回高崎電気株式会社ヨリ顧問技師嘱託致度旨 申參リ候ニ付御承認ノ義大田黒主事ヨリ伺出候、然ルニ芝浦製作所ト同会社トハ營業上少ナカラサル關係モ有之、当方ノ便益トモ相成候次第ニ付、伺出ノ通り御承認相成候様致度事

(別紙大田黒主事伺書略之)

一 銀行提出、王子製紙株式会社ニ対スル貸金拒絶ノ件 可決
別紙王子製紙会社ノ申込ニ係ル新規貸金貳拾万円ハ之ヲ拒絶ス、其理由左ノ如シ

從來王子製紙会社ニ対シテハ当行ハ其事業ノ發達ヲ企図シテ内外擁護ノ事ニ勉メ、資金供給ノ如キモ年ト共ニ累加シ、旧臘ニ及ンデハ固定貸実ニ百參拾八万円ノ巨額ニ達スルニ至レリ、而シテ過般同会社整理ノ議起ルヤ、一面ニハ大株主トシテ深ク同社事業ノ前途ヲ考慮シ、且全社重役ノ提出ニ係ル所謂行政整理案ナルモノニ信賴シテ、旧株ノ切下及ヒ新株ノ募集ニ贊同シ自カラ進ンテ新株參万株ヲ引受ケ、固定貸金百參拾八万円ノ外ニ拾貳万円ヲ加ヘテ以テ之ガ計算ヲ了セシメタルヲ以テ、今ヤ当行ハ百貳拾萬余円ノ旧株ヲ參拾万円ニ切り下ケタルモノト、拾貳万円ヲ新ニ支出シテ百五拾万円ノ新株ニ応シタルモノト併セテ共ニ、無利息ノ一大資金ヲ同会社ニ投シタルノ姿トナレリ

然ルニ今復タ全社ヨリ貳拾万円ノ新規貸出ヲ申込ミ來レリ、而シテ此支途ヲ案スレハ是亦固定ノ貸出タルヲ免レザルベク当行ノ營業上到底此ノ申込ニ応スルヲ許サザルモノアルヲ以テ、此際断然之ヲ謝絶スルノ外良策ナキヲ信スルモノナリ然レハ本案ハ其關係重大ナルモノアルヲ以テ、特ニ御評議相仰候也 (別紙全会社書類調査ノ概要、表類及説明書等略之)
本件ニ就キ朝吹理事ノ發議、益田專務理事等陳述ノ大要ハ氣

田ノ復旧工事、バラ流シ等計画ノ費用トシテ拾万円貸与スルヲ本案ノ如ク銀行ニ於テ拒絶スルハ至当ノコトナリ、然シ今若シ之ヲ見捨ルトスルモ当方ノ損害ハ実ニ莫大ノコトナレハ猶取調ヲ要スヘシ、無理ナカラ彼是差繰リ切詰メ以テ当方ヨリ拾五万円ノ融通ヲ得バ、氣田ノミニテ凡四万七千円ノ利益予算アリテ二年ニハ償却シ得ルトノ趣、是迄高辻、吉川等ノ技士ニ於テ流石ニ十分取調ヘシコト故、種々取札シ見タルニ大体相違ナキ様察セラレ、殊ニ目下明治生命保險、第一銀行等ヨリノ負債四拾余万円アルモ製紙、材料等ニテ此負債額ハ〔(余額)〕今年末仕払フヘキ分ハ償フテ余リアルベシ、精細ノ見当ハ立チ難キモ先此拾五万円ハ全ク損失ニハナラザルヘシト信スレバ、弥之ヲ支出スルニハ仮命素人ノ実見差シタル利益ハナカルヘキモ、團理事ニモ繰合セラ頼ミ、明日カ明後日ニモ中部、氣田等ヘ出張、共ニ実見シタル上ニテ万一ニハ寧ろ廢棄スルコトヲ申出ルヤモ難計モ、今一応貸付シテ此社ノ改善ヲ謀ルノ必要アリト認ムレハ、名義等何トカ可相成ニ付同族会ヨリ特別營業準備金ヲ以テ御支出ヲ仰クコトニ至ラン、兎ニ角其辺ノ御意見何度ト陳述アリテ、彼是協議ノ末早速益田、團、朝吹理事共ニ出張実視可然ト決シタリ

益田專務理事發議

一 汽船買入ニ関スル件

益田專務理事發議ノ大要ハ汽船有明丸ハ大分古朽ニ傾キタルヲ以テ之ニ代ルヘキ船船買入度存シ居リタル処、五年前英國

ノ製造ニ係ル六千噸ノペンブロックシャート云フ汽船ハ上海ニ於テ衝突シ破損シタルヲ、香港ニテ修繕シ目下四拾式万円ナレハ売却スルトノコト、此ノ姉妹船ハ郵船会社ニ於テ既ニ五拾万円ニ買入レタリ、此ペンブロックシャート号ハ劍山丸ヨリ総テノ点ニ於テ優リ居ルヲ以テ、香港ノ犬塚杯ハ頻ニ買入方ヲ申来リ四拾万円ナレハ手ニ入ルヘシトノコトナリ、依テ当方ハ參拾七万五千元ニテ買取ルヘキ旨申遣シタリ、此価ニテハ買入六ヶ敷ト存スレバ、若シ折価シ来レハ買入ルコト可相成ニ付此儀予メ御聞置願度、尤モ船船積立金之レアルニ付金融ニハ差支無之云々陳述アリテ、買入可然ト決ス。

以上

九月十日(金曜日) 第參拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、土地建物売却ノ件

日本橋区新右衛門町十六、十七番地

一 宅地三百五拾九坪五合八夕

全地上建物

可決

○(三井八郎次郎印)

(自署)(團琢磨)

○(早川千吉郎印)

一木造建物 六棟 此建坪百八拾貳坪四合三夕

内二階建 百七拾五坪七合六夕

外二付属廊下金庫暖房器等一式付

同樽正町二、三番地ノ内

一空地約百五十坪

此現代価五万八千九拾貳円

此売却代価五万八千円以上

(樽正町二、三番地ノ内空地百五拾坪分ハ実測ヲ遂ケタル上

取引スルモノトシテ、平均売価土地一坪ハ六十一円二占リ

建物延坪一坪ハ七十五円ニ該当ス)

右地所建物今般設立アリタル日本書籍株式会社ヨリ買受度旨

申込有之候ニ付商議相試ミ候処、前記金額迄買進ミ来リ候、

右ハ相当価格ニモ有之候間、此際売却スルヲト致度

備考 現在無収入

(別紙図面略之)

追加

日本橋区樽正町二、三番地ノ内

一宅地五拾八坪七夕五才

此売増代金參千円也

昨十日付ヲ以テ日本橋区新右衛門町十六、十七番地并ニ全地上所在建物ト共ニ、同区樽正町二、三番地ノ内空地百五十坪ヲ合セテ日本書籍株式会社へ代金五万八千円以上ニテ売却ノ件回議提出致置キ、其後樽正町二、三番地ノ土地ヲ実測致候処、前議百五拾坪ノ外尚廿六坪八合七夕五才ノ空地ト三拾壹

坪二合ノ貸地、即チ五拾八坪七夕五才ヲモ包括シテ此際売却

スルヲ処分上ニ於テ好都合ナルヲ以テ、尚売増ノ交渉相試ミ

候処、右代金トシテ參千円ヲ増シ結局新右衛門町地所家屋ト

合セ六万壹千円ヲ以テ買受クルヲニ承諾ノ模様相見ヘ申候、

就テハ前頭ノ通り売増ノ義御認可相成度コト

(別紙図面略之)

一各營業店契約修正ノ件

各營業店契約ヲ別紙ノ通り修正相成可然哉

理由

可決

各營業店契約第四章中条文三不鈞合ノ箇所アルヲ以テ、第二

十六條(銀行ハ第二十五條)以下ヲ修正スルト全時ニ、第四

十七條(銀行ハ第四十六條)ハ契約中別ニ必要ナキモノト認

メラル、ニ付削除ノ

改正条項

各營業店契約中、第四章 役員ノ部

第二十六條(銀行ハ第二十五條)中「一名若クハ若干名」ノ

八字ヲ削除シ全條二項中「数名」トアルヲ「二名以上」ト改

ム

第二十七條(銀行ハ第二十六條)代理ノ次ニ「シ専務理事ナ

キ時ハ理事之ヲ代理」ノ十五字ヲ加フ

第二十八條(銀行ハ第二十七條)二項中「専務理事ノ外理事

ヲ置ク場合ニ於テ」ノ十九字ヲ削除シ其職務ノ分掌以下ヲ本

條末ニ加フ

第六章 會計ノ部

第四十七條（銀行ハ第四十七條）全文削除

第七章 解散ノ部

第四十八條（銀行ハ第四十七條）ヲ第四十七條（銀行ハ第四十六條）トシ以下順次繰下リ

一 銀行提出、土地建物管理契約ノ件

今般当行所有土地建物ノ管理ヲ岩崎一氏ニ委託スルニ就テハ別紙ノ通り契約為致度候也

合名会社三井銀行ハ其所有ノ土地建物ヲ岩崎一ニ託シ管理セシムルニ付契約ヲ為スヲ左ノ如シ

一、合名会社三井銀行ハ別紙記載ノ土地建物ヲ岩崎一ニ寄託シテ其管理ヲ為サシム

二、岩崎一ノ担当スル管理事項ハ左ノ如シ

(1) 寄託物件ニ対スル賃貸料及敷金ヲ徴収スルヲ

(2) 寄託物件ノ貸付又ハ引取ニ関シ周旋ヲ為スコト

(3) 寄託物件ノ保存改善及利益ニ関シテ周密ナル注意ヲ為スヲ

(4) 賃貸料又賃貸借契約ノ変更ハ寄託者ノ指図ニ依リ若クハ其同意ヲ得ヘキコト

(5) 寄託者カ寄託物件ニ対シ土木工事ヲ起シ又ハ修繕ヲ為ストキハ其工事監督ヲ為スヲ

(6) 新ナル貸付又ハ賃借人ノ異動ハ其都度報告スヘキヲ、但シ其貸付ハ新規ト継続トニ別チ總テ寄託者ノ同意ヲ經

ルヲ要ス

(7) 訴訟、登記、給水等ノ事項ニ関シ、其手続ヲ代弁スルヲ

(8) 寄託物所在ノ毎区ニ市ノ命ニ依ル管理人及納税代納人ヲ置キ、官公衙ニ対スル一切ノ事項ヲ代弁スルヲ

(9) 左ノ個所ニ差配所ヲ置キ、居住人戸籍ニ関スル事項及普通差配事務ヲ担当セシムルヲ

小石川区 麴町区 神田区 深川区 芝区

(10) 寄託者ノ指図ニ随ヒ寄託物ノ測量及図面ノ調製ヲ為スヲ

(11) 管理事項中一定ノ報告例アルモノ、外、重要ト認ムル取扱事件ヲ隨時寄託者ニ報告スヘキヲ

(12) 右ノ外普通管理事務ニ関スルヲ

三、受託者ハ寄託者ノ指定ニ従ヒ左記帳簿及図面ヲ製作シ、受託物ノ管理及勘定ヲ明瞭ナラシムヘシ

(1) 土地建物合帳 (2) 土地建物貸付元帳

(3) 敷金記入帳 (4) 賃貸料整理帳

(5) 日記帳 (6) 土地建物図面

(7) 土地建物貸付図面

四、受託者ハ左記報告書類ヲ寄託者ニ提出スベシ

(1) 滞賃貸料明細表

(2) 管理事項ノ大要及土地建物ニ関スル世間ノ状況

以上翌月五日期限提出

- (3) 寄託物件評価調
(4) 寄託物件管理報告書

以上毎半期後五日限り提出ノコト

- 五、賃貸証書式ハ寄託者指定ノモノヲ使用スヘシ
六、借地借家人ヨリ徴求シタル証書類ハ総テ寄託者ニ於テ保
管スヘキモノトス
七、受託者ト寄託物ノ賃貸料徴集ニ付予メ受領証ヲ作製シ、
寄託者ノ捺印ヲ求ムベシ
八、受託者ハ寄託者ノ承諾ヲ經スシテ金高參拾円以下ノ修繕
工事ヲ執行スルコトヲ得、但此場合ハ勘定期日毎ニ取纏メ計
算書ヲ附シ事由報告スベシ
九、寄託物件ニ対スル收支ハ毎月十日二十日及末日ノ三回ニ
証書類ヲ添ヘテ清算スルコトヲ要ス、但休日ニ当ル片ハ其
前日ヲ以テ期日トス
十、寄託物件ニ関スル支払ニ付清算期日ニ從ヒ難キ場合ハ受
託者ハ寄託者ニ対シテ臨時請求スルコトヲ得
十一、受託者ハ保証金トシテ現金壹万円又ハ之ニ相当スル有
価証券ヲ寄託者ニ提供スヘシ、但シ現金ニ対シテハ寄託者
ハ三井銀行本店定期預金ト全額ノ利息ヲ附スヘシ
前項ノ保証金ハ受託者ノ懈怠又ハ不注意ニ因リ寄託物件ニ
損害ヲ及シタルトキノ補償又ハ受託者ガ寄託者ニ対シ負担
スル債務ノ支払ニ充当スルモノトス
十二、受託者ニ於テ寄託物件ノ売却ヲ紹介シタルトキハ寄託
者ハ、手当トシテ其売却代金壹万円以上ニ対シテハ千分ノ
二十、壹万円以下ニ対シテハ千分ノ二十五ヲ給付スヘシ
十三、寄託者ハ受託者ニ対シテ第二項ニ定ムル管理ノ報酬トシ
テ左ノ通り給付スヘシ
但報酬額ハ受託者協議ノ上何時ニテモ変更スルコトヲ得
(1) 寄託地内ヨリ生スル雑収入
但物品売却前売却代金予算書ヲ作り寄託者ノ同意ヲ經
ルコトヲ要ス
(2) 当分ノ内前号雑収入金ト合計シテ一ヶ年七千円ニ達ス
ル金額
但明治卅六年分管料ハ年額七千円ノ月割ヲ以テ毎月
末支給ス
十四、前項管理料中ノ金銭ハ毎年六月、十二月ノ兩度折半シ
テ支払フモノトス
十五、寄託者ハ何時ニテモ寄託物管理ニ関スル検査ヲ為スコ
トヲ得
十六、本契約ハ六ヶ月前ノ予告ヲ以テ双方ヨリ何時ニテモ解
除スルコトヲ得
十七、寄託者又ハ受託者ニ於テ契約事項ニ違背シタルトキハ
相手方ハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルコトヲ得
十八、契約解除ノトキハ第三項ノ帳簿図面ハ無償ニテ寄託者
ニ引渡スベシ

(別紙添付書類略之)

明治三十六年度売却高 五、六二五、五三一
全 三十七年度売却予算 五、〇六八、四〇〇

右案ニ対シ朝吹理事附箋

敷金ノ保管者ハ誰ナルカ全文ヲ通覽シテ明了ヲ欠クノ感アリ
敷金ハ寄託者ニ於テ保管シ、之ニ対シテ相当ノ利息ヲ受託者
ニ支払フコト最穩当ナル方法ニ非ルカ、何トナレハ三十六年末
日ノ地所係ヨリノ預金尅万四十余円ナリ、此内ニハ受負保証
金ヲ含ムトスルモ大部分ハ敷金ナルヘシ、此敷金ハ賃貸料ノ
保証トシテ金尅万四少ナキニ失スレハナリ
報酬額トシテ一定額ヲ与フルハ受託者ヲ督励スル所以ノモノ
ニ非ス、純益ニ対シ相当ノ歩合ヲ与フル方寧ロ寄託者ノ利益
ニ非ルカ

益田専務理事發議

本案土地建物管理契約ノ件、雜收入中下肥料一ヶ年五千円ト
仮定シ、其以上ノ収入アル片ハ寄託者受託者双方ニ折半スル
コトニ致シテハ如何云々陳述アリテ、可然ト内決ス
以上

九月十五日(火曜日) 第參拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝) (自署)(岡塚啓)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、輸出米參千屯ヲ限り先売ノ件 可決
一鉦山会社提出、三池炭礦水攪機拡張費ノ件 可決
以上

九月十八日(金曜日) 第四拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) (自署)(岡塚啓)

○(有賀長文印) ○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、小野浜倉庫敷地建物一部売却ノ件 可決
予テ神戸港海陸聯絡鐵道敷地トシテ、小野浜倉庫ノ敷地及建
物ノ一部収用ノ儀其筋ヨリ協議有之、爾來十分ノ交渉ヲ相累
ネ候処、別紙金額迄ハ買上可申越ニ有之、價格相当ト相認メ
申候間、此際売却ノ協議ニ応シ度
一金式万九千六百七拾四円八拾錢也

敷地式百四坪式合一夕

但尅坪ニ付百四拾五円參拾尅錢ノ割

一金尅万九千八百五拾七円六拾錢也 西上屋移転補償金
但亞鉛葺木造平家建五百六拾四坪八合五夕二才

壹坪ニ付參拾五円拾五銭ノ割
一金貳千五百円也
棧橋改築補償金

合計金五万貳千參拾貳円四拾銭也

(別紙小野浜倉庫主任伺書及図面略之)

一物産会社提出、汽船購入ノ件

可決

ゼンキンス氏所有ニ係リ目下香港ノ船渠ニ入渠修繕中ノ「ペンブローシャヤア」号ヲ修繕完成ロイドA.1合格ノ条件ニテ英貨參万四千五百磅ヲ以テ購入致度

理由

石炭商売拡張ノ結果船舶ノ需要益々多キヲ致シ、社船ノ外毎年多数ノ雇船ヲ為シテ其用ヲ充タシツ、アルモ、爪哇、ラーシヨニア일랜드其他米國等遠洋航海ニ要スル船舶ノ需要増加シ在来ノ社船ノミニテハ不便利渺ナカラス候、然ルニ目下ハ船価割合ニ低廉ノ時ナレハ、此際一艘購入ノ上右ノ不便ヲ避ケ商売拡張ノ機關ニ供シ度、幸ヒ別紙明細書記載ノ「ペンブロークシャヤア」号ハ其構造石炭其他ノ貨物搭載ニ適スルノミナラス、本船過般上海沖ニ於テ坐礁、目下香港船渠ニ於テ修繕ニ係リ、船主ニ於テ売却ヲ望ミ居リ候等ノ關係ヨリ、英貨參万四千五百磅ノ廉価ヲ以テ手ニ入り候間之ヲ購入致度、我社劍山丸船長并機關長ノ実見報告ニ依レハ、船ノ構造并便益等ノ点凡ソ劍山丸ヨリ一步ヲ擯ンデ居リ候趣ニ御座候
尚本船ハ凡ソ費額參千五百磅ヲ投シテ「デープタンク」等ヲ取付ケ、要部ノ改造ヲ為セハ航海奨励法ニ合格可致見込ニ御

座候、夫等必要ノ修繕加工費等ハ船舶積立金(現在百貳拾七万四千〇五拾貳円貳拾四銭)ノ内ヲ以テ支出致度候

英国汽船ペンブロークシャヤ号明細

一船名 Penbrokershire

一船質 鋼

一推進器 単螺旋 綱具装置スクーナ

一噸数 総噸数四、二九四噸 甲板下四、〇六四噸

登簿二、七六七噸

一尺度 長三六〇呎 幅四八呎壹吋 深二八呎三吋

全メイソ
デッキヨリ二〇呎五吋

一甲板 式 支柱壁 六 水艙 貳

一式重底 船尾一六呎

一汽機 參聯成 汽罐 筒形三個

一汽筒 三個 徑二六吋 四二吋半 六九吋半 行長四五吋

一公称馬力 三五四馬力 汽圧一八〇封度

一製造年月 船体一九〇一年八月 サンダーランド造船会社

汽機汽罐全年十一月ノスイノスタルエンドエ

ンデニアリングコムパニー

積量七千屯 内 荷物六、四〇〇屯

燃料 六〇〇屯ノ見込

以上

本船ハ万田山丸ト命名ノ一ニ決議ス

九月十九日（土曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決
判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

(自署)(函塚啓)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、寺島昇四日市商業會議所特別議員就任認可ノ件

可決

寺島昇(名古屋支店長) 此度四日市商業會議所特別議員ニ推

選セラレ候ニ就テハ、就任ノ義認可致度

先般同人義名古屋商業會議所特別議員ニ推選セラレタル場合

ニハ、就任ノ義認可致シ候 (別紙寺島支店長伺書略之)

以上

九月二十二日(火曜日) 重役会後第四拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(自署)(函塚啓)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、麴町区中六番町市街宅地及建物買入ノ件 可決

一 物産会社提出、函館仲浜町所在ノ煉瓦倉庫売却ノ件 可決

一 物産会社提出、香港支店隣寸先買高増加ノ件 可決
以上

九月二十九日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ
決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(函塚啓)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、罷役木村永世暇及慰勞金給与ノ件

一 銀行提出、上柳清助暇及慰勞金給与ノ件

右二件暇ハ可決、慰勞金ハ未決

一 銀行提出、池田成彬外三名辞令案 可決

以上

九月三十日(水曜日) 午後一時半臨時第四拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、益田英作氏へ用務囑托ノ件 可決

一全 “ 山口俊太郎、益田英作両氏暹羅出張ノ件 可決

益田専務理事発議

一王子製紙会社へノ貸金ニ関スル件

益田専務理事発議ノ大要ハ王子製紙会社ヨリ貸金出願アリシニ付、此程團、朝吹理事等ト共ニ実地ニ就キ見モシ聞モシタル処、中部ハ水力不足ニテ^(バ)ポラ^(ル)ブラヲ充分ニ製スル能ハス、即チ不具ノ工場ト申スベク、之ヲ増ス為ニ多分ノ費用ヲ投シテ隧道ヲ今一ツ掘ルコナレハ格別其他ニハ何タル考案ナキモ、只僅カニ新案トモ申スヘキコトハ吉川技士取調ノ積リナリ、若シ都合能ク參レハ六万円程ノ利益ヲ生スヘシ、氣田ノ方ハ最初ヨリ規模小ニシテ水力僅ニ六、七百馬力、殊ニ機械不足ニテ是亦不具ノ工場ト云ハサルヲ得ス、全所ハ中部ト異リ製紙種類甚多ク新聞紙、紡績糸包紙、燐寸箱用紙等種々ノ紙類ヲ製シ居レリ、元來此工場ハ王子ノ古機械ヲ利用セシモノ故此度モ亦王子ノ機械ヲ以テ補フ見込ノ処、斯クシテハ却テ費用増加シ利益ナキコトヲ發見シ、新規ニ補足スルコトシ段々予算ヲ立テ見ルト尙万八千円ノ利益ヲ參万八千円位ニ増スコトモ出來、中部ニ比シ薪モ安ク材料モ廉ニシテ且平坦ノ地モ相應ニアリ、随テ米モ出來、物価賃銀共ニ安キ所故一時ハ大ニ利益アリシ、爾來モ断エス相当ノ利益アリ、今回ノ如キ山崩レ等ナケレハ將來モ有利ノ所ナレハ今之ヲ放棄スルニ忍ヒス、且吉川技士モ山崩レノ虞ハ今後容易ニナシト申セリ、依テ此調書ノ如ク前予算ノ拾貳万八千円ニ參万貳千円ヲ増加スレハ、參

万八千円ヨリ四万円位ノ利益ハ確カナルカ如シ、加之会社ノ損失打続クコトテ、職員技士等皆熱心從事致シ居ルヲ以テ今更之ヲ見捨テ難シ、抑此予算増加ヲ生セシハ最初ノ分水害早々ノ調査ニ係ルモノニテ、土木ニ関スルモノ、如キハ殊ニ不得己モノナルヘシ、尚王子ノ第一工場モ見テ呉レトコナレハ、見分スレハ我等モ亦増シタクナルコトヲ以テ行クコトヲ見合セ居レリ、第一銀行、生命保險会社等ヨリノ負債返却方ハ別ニ三十間堀ノ本社、田端ノ地所等ヲ以テ始末スルコトシ、結局氣田ノ復旧工事ノ予算拾貳万八千円、バラ流シ尙万円、共同販売出金五千円、中部ノグラインダー五千円都合拾五万円計リテ貸与シ遣ハタシトノ見込ナリシニ予算三万貳千円増加セリ、此ノ分亦前陳ノ如ク不得止モノト存スレハ都合拾八万円御貸与アリタシ、尤モ全会社ニ就テハ顧問モ非常ニ意ヲ注カレ親シク見分モセラレタルコナレハ、大凡ソ此辺ノ意見ニテ同族会ニテ御協議相願ヒ可然乎ト、報告旁發議アリテ可然ト決ス

以上

十月二日(金曜日) 第四拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 罷役木村永世慰勞金ノ件

前回未決中ノ処、可決

一 上柳清助慰勞金ノ件

前回未決中ノ処原案壹万六千円ヲ壹万參千円支給ノトシ、
別ニ当期賞与手当等ハ銀行ニ於テ、適宜給与ノトシ修正決議
一 上柳清助増給ノ件 可決

益田専務理事發議

一 平塚村字戸越ノ地所ニ関スル件

益田専務理事曰ク、次第ニ外國人トノ交際頻繁ニナルニ從ヒ
其接待ノ場所ヲ要スル処、幸ヒ銀行所有ノ平塚村字戸越ニ之
ニ相当スル地所有之、之ヲ其目的ニ使用スル見込ニテ共用費
ヨリ先ツ年々五千円ツ、手入費ヲ出金シ、漸次所用ニ適スル
様致シテハ如何、御賛成アラハ委員ヲ設クルトシ、其委員ニ
ハ、目下御静養中ナルモ凶面ニ依リ大体ハ指揮ヲ仰クトセハ、
御好ノ道ニテ多少ノ御慰ニモ相成敢テ悪シカラスト存スレハ
高保殿ニ御依頼、其補助ニハ其道ニ巧者ナル高橋理事ヲ被成
テハ如何云々陳述アリテ、可然ト決ス

益田、團理事等ノ發議

一 芝浦製作所ニ関スル件

益田、團理事等陳述ノ大要ニ曰ク、芝浦製作所整理ニ就テハ
是迄彼是協議アリシモ、之カ処分未タ確ト決セサルヨリ自然
同所就業者ノ人心ニ好マシカラサル影響モ生スヘク、且建物
ノ修繕器械ノ補足等其儘ニ打捨テ置キ難キ場合ニ立至リ候ニ

付、先日來米國ゼネラル、エレクトリック、コンパニーニ乘

合事業ノ交渉相試ミタルニ、全社ニ於テモ大ニ望ミアル模様
故当方所望ノ条件相定メ紐育物産支店長ヲ以テ協議可為致見
込ナリ、現在全製作所ヘハ同族会ヨリ金貳拾六万余円出資ア
リ、鉾山会社ヨリ拾万參千余円ノ貸金アリ、固定資産ハ參拾
七万七千余円之ヲ時価ニ積ル片ハ多少ノ増加可有之モ、他人
ノ加ハラサル以上ハ今俄ニ価格評定ノ必要ナカルヘキニ付、
当分其儘ニ据置キ、監督上其他ヨリ兎モ角鉾山会社ヨリ分離
シ株式会社トシ、同族会特別營業準備金ヨリ金繰ノ許ス限リ
ニ於テ尚式拾余万円ノ増資有之度モ、若シ鉾山会社ヨリノ貸
金ヲ其儘トシ或ハ銀行ヨリ借入ルノトセハ、其辺ハ如何様
トモ処置相付クヘク、殊ニ別紙改良擴張案甲乙丙トモ何レモ
俄ニ其全額ヲ支出スル必要モナキト故、差当リ全所ノ利益ヲ
以テ之ニ充ツルトヲ許サレ、乗合事業ノ成否ニ関セス先ツ全
所ヲ株式会社組織トシ資本金ヲ壹百万円、払込ヲ五拾万円ト
シ、同族又ハ当方都合ノ者ヲ株主名義ニスルトシ、ゼネラ
ル、エレクトリック、コンパニーヘ交渉スルコトニ致シテハ如
何云々陳述アリテ、種々協議ノ末可然ト決ス

朝吹理事發議

一 王子製紙会社所有名義ノ貸金ニ関スル件

王子製紙会社株ハ養之助殿、得右衛門殿、益田、團、早川理
事自分等ノ名義ニナシ、銀行ヨリ其金高百六拾余万円ヲ借り
居ル表面ナルニ付、万一大藏省官吏ノ検査アリタル時ハ不都

合ナルヘキニ付、銀行ヨリ右金額百六拾万円ヲ同族会事務局
へ貸金名義トシ、右等株券所有名義人ヨリ其株券ニ委任ヲ添
ヘテ、各自名義ノ儘同族会事務局へ差出置クヲニ致シテハ如
何云々陳述アリテ、彼是協議ノ末可然ト決ス
以上

十月五日（月曜日） 三井集会所ニ於テ臨時第四拾四回管理部会
ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、波多野理事相互生命保険会社発起人ニ加名ノ件

可決

当行波多野理事今般門野幾之進氏等ノ企画ニ係ル相互生命保
險会社発起人ニ加名ノ件、認可致度^一

以上

十月六日（火曜日） 重役会後第四拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(団塚啓)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)
協議要項

一物産会社提出、小田良治懲罰ノ件 可決
以上

十月九日（金曜日） 午後一時半第四拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(団塚啓)

○(早川千吉郎印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一銀行提出、早川専務理事東京商業會議所特別議員辞任ノ件

可決

一銀行提出、罷役岩崎一暇及慰勞金給与ノ件

可決

朝吹理事發議

一王子製紙会社貸金ニ関スル件

王子製紙会社貸金ニ関シ、朝吹理事發議アリ、次テ益田、有
賀、早川理事等陳述アリテ左ノ通り決セリ

一貸金高拾八万円也

内

一金拾六万円

氣田工場復旧工事費

一金老万円

バラ流費

一金五千元

共同用費

一金五千円

中部工場グラインダー機械費

右ハ前記ノ用途外ニ使用スヘカラサル事

一全会社財産ヲ抵当(或物ハ一番、或物ハ二番)トシテ三井

ヘ差入レヘキ事

一貸金ハ明治三十七年六月迄据置キ六ヶ年以内ニ実行シ得ル

限り、可成短期間二年賦ヲ以テ毎期返済スヘキ事

但利子ノ外少クモ毎期壹万五千円以上返却スヘキ事

一利子ハ特別ノ恩金ナルヲ以テ年五分ノ割合トスル事

一社債トシテハ利子ノ点ヨリ不都合ニ付借入金トシ、同会社

財産ヲ抵当トスルノ旨意ヲ以テ臨時總會ヲ開キ、誤解ナキ

様十分説明ノ上株主ノ決議ヲ経テ請求アリ度事

以上

以上

十月二十日(火曜日) 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決

判ヲ取りタリ

會員〇(三井三郎助印)

〇(三井養之助印)

(自署)(団塚勝)

〇(朝吹英二印)

一鉱山会社提出、三池炭礦第十号機関車購入費支出ノ件

協議要項

一全 " 三池三川村尋常小学校増築費寄附ノ件 可決

一全 " 岸敬二郎川越電気鉄道株式会社顧問技師承認ノ件 可決

一全 " 芝浦製作所營業上不尠便宜トモ相成候次

第二付御承認相成度ヲ (別紙大田黒主事伺書略之)

右岸敬二郎へ今回又々川越電気鉄道株式会社ヨリ名譽顧問技

師依頼致度旨申越候、曩ニ高崎電気株式会社顧問技師御承認

相成候前例モ有之、芝浦製作所營業上不尠便宜トモ相成候次

第二付御承認相成度ヲ

以上

十月十三日(火曜日) 重役会後第四拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 〇(三井三郎助印)

〇(三井八郎次郎印)

〇(三井養之助印)

〇(朝吹英二印)

(自署)(団塚勝)

〇(三井得右衛門印)

〇(早川千吉郎印)

協議要項

一物産会社提出、砂川木挽工場設備補設方ノ件 可決

一全 " 材木運搬用輕便レール購入ノ件 可決

一鉱山会社提出、山野炭礦隣接ノ小礦区買収ノ件 可決

十月二十一日（水曜日） 左記議案ハ回答上至急ヲ要スルト、是迄屢々協議ヲ致シタル件ナルヲ以テ回覽ニテ決判ヲ取リタリ

會員〇三井三郎助印

〇三井八郎次郎印

〇三井養之助印

（自署）（國塚鑿）

〇三井得右衛門印

〇早川千吉郎印

〇朝吹英二印

協議要項

一後藤毛織物製造所引受ニ関シ、交渉後処分ノ件

本年八月六日同族会ノ内定ニ基キ三菱ヘ交渉シタル処、其結果左ノ如シ

一、元金ハ四拾五万円ト定ムル事

二、本年八月一日ヨリ十月三十一日迄三菱銀行部力支弁シタル諸経費ハ総テ三菱ニ於テ負担ノ事

三、久保田宗三郎ニ対スル機械代金壹万四千円及本件ニ要シタル費用六千円ハ三井ノ負担タル事

四、元金四拾五万円ニ対スル利子ハ年四朱トシ、元金ハ三ヶ年据置キ爾後十ヶ年賦返済ト定ムル事

五、工場引取ニツキ登記料其他ノ経費ハ三井ニ於テ負担ノ事

六、以上ノ要件合意成立セバ十一月一日ヲ以テ三井ヘ工場ヲ引取ル事

七、三菱銀行部カ工場ノ維持保存ニ付施設シタル水路使用權

其他ハ総テ無償ニテ三井ニ引渡ス事

八、工場ニ現存スル横浜商館ヨリ買入ノ機械（代価凡ソ千五

百円）ノ分ハ此交渉以外タル事

右ニテ引受ケ可然トノ議ナレバ

一、株式会社組織トスル事

一、資本金ヲ八拾万円トシ四割五分ノ払込ミトスル事
ニ付式拾式円五拾銭ノ払込ミトスル事

一、株主ハ三井養之助、三井得右衛門、三井守之助三氏ヲ可

成加入ノコトシ、且理事一同及寺島昇ヲ株主トスル事

一、役員ハ取締役三名監査役二名トスル事

右ノ通り御決定ノコト

以上

十月二十二日（木曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ

決判ヲ取リタリ

會員〇三井三郎助印

〇三井養之助印

〇三井得右衛門印

（花押）（益田孝）

〇（有賀長文印）

〇（朝吹英二印）

協議要項

一物産会社提出、名古屋支店長更任ノ件

以上

可決

十月二十三日（金曜日） 第四拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(花押) (益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一元後藤毛織物製造所ヲ株式会社トナスニ付、出資其他準備ニ関スル件 可決

一、元後藤毛織物製造所ヲ株式会社トシ資本金八拾万円、其払込ヲ四割五分即チ金參拾六万円也トス

此内ヨリ

一金貳拾八万參千貳百〇七円六拾八錢也

物産会社貸金貳拾八万參千七百參拾八円七拾錢ヨリ、大阪麻田貸金処分ノ結果五百參拾壹円〇貳錢

ノ入金ヲ差引タル額

一金壹万貳千八百拾八円〇九錢也

銀行貸金

計金貳拾九万六千〇貳拾五円七拾七錢也

之ヲ株金既出ノ分ト見做シテ差引ク片ハ

殘金六万參千九百七拾四円貳拾參錢也

不足

此不足ヲ特別營業準備金ヨリ支出スルコトニ御承認ヲ得ハ是

ニテ払込ヲ了スルニ至ル、此金額ノ用途左ノ如シ

一金六万參千九百七拾四円貳拾參錢也

特別營業準備金ヨリ支出額

内

金貳万円也 久保田宗三郎ニ対スル機械代及其所要額

金千五百円也

横浜商館ヨリ買入機械代

凡 金六千円也

家屋地所登録税不動産価格千分廿五

金千四百四拾円也 株式会社設立登録税払込額ノ千分ノ四凡 金貳万円也 工場其他修繕費予算額

計金四万八千九百四拾円也

差引金壹万五千參拾四円貳拾參錢也

此壹万五千余円ヲ以テ運轉資金ノ一部トシ、其不足分ハ物

産会社又ハ銀行等ヨリ融通補充スルノ見込

右ノ如クシテ營業ヲ開始シ、利益ノ分配方ハ定款ニ於テ之

ヲ定ムベシ

一、元後藤毛織物製造所ヲ品川毛織株式会社ト改称スル事

一、取締役ニ左ノ四名ヲ撰任スルコト

取締役会々長

三井得右衛門

朝吹英二

常務取締役

寺島昇

益田英作

一、監査役ニ左ノ式名ヲ撰任スルコト

渡邊専次郎

臼井喜代松

一、株式所有高ヲ左ノ通り相定ムルコト

一、千五百株

三井養之助

一、千五百株

三井得右衛門

一、千五百株

三井守之助

一、千株

益田孝

一、千株

園 琢磨

一、千株 早川千吉郎

一、千株 朝吹英二

一、千株 高橋義雄

一、千株 渡邊専次郎

一、千株 波多野承五郎

一、千株 飯田義一

一、千株 有賀長文

一、千株 寺島昇

一、千株 益田英作

一、五百株 臼井喜代松

右朝吹理事ノ發議ニ基キ同族会ニ提案ノコトニ決ス、尤モ取締役ハ五名以内ノコトニ定款ニ於テ規定スル事

朝吹理事發議

一 貴賓會資金へ追加寄附ニ関スル件

一金巻千円也 追加寄附額

朝吹理事曰ク、貴賓會へハ曩ニ貳千円也共用費ヨリ寄附ノコトニ相成候処、同會員守之助殿ヨリ三菱ヨリ參千円、郵船会社ヨリ五千円寄附ヲ乞フ見積ナルニ、三井ハ貳千円ノ寄附トナルト三菱、郵船之ニ準シテ、ツマリ參千円ハ減少致シ貴賓會ノ財政上影響ヲ及ホスコ少カラス、依テ壹千円追加寄附有之度旨在申出候、尤モ三菱力貳千円、郵船力參千円トノコトニ決スレハ、矢張貳千円ニテ宜シトノコト故、此条件ヲ附シテ追加寄附ノコトニ致度ニ云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十月二十七日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ
決判ヲ取リタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 物産會社提出、材木先買ノ件

一 全 “ 枕木并木材原料タル立木買入ノ件

以上

可決

可決

十月三十日（金曜日） 第四拾九回管理部會ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、罷役田宮善次郎暇及慰勞金給与ノ件

一 全 “ 罷役☆井松太郎暇及慰勞金給与ノ件

一 全 “ 慰勞金八千円ニ修正可決

一 全 “ 罷役小出収服及特別手当金給与ノ件

可決

可決

可決

可決

一全 “ 罷役梅田又八暇及慰勞金給与ノ件

慰勞金參千円ニ修正可決

一全 “ 罷役島田福吉暇及慰勞金給与ノ件

可決

一物産會社提出、藤瀬政次郎謹實案

一全 “ 藤瀬政次郎、吉富璣一罰俸案

一全 “ 三菱會社社長 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

一全 “ 三井物產會社社長ノ約定証案

明治三十六年十一月一日

東京市日本橋区駿河町壹番地

三井物產會社社長 三井八郎次郎

三菱會社社長 岩崎久弥殿

團事務理事發議

一使用人歐行費補助ノ件

團事務理事曰ク、當會社使用人炭坑詰ノ者ヲ歐行セシメ度、

一番不足ノ分即チ田川炭坑採炭方等取調ノ為メ相当ノ補

助ヲ給シ出張致サセ度、幸ヒ自ラ進ンテ取調ヘタキ希望者有

之ニ付補助致シテハ如何也、予メ御意向伺置度云々陳述アリ

テ可然ト決ス

以上 ○(朝吹英一印)

十一月六日(金曜日) 第五拾回管理部會ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(宥賀長文印)

協議要項

一物產會社提出、寺島昇罷役ノ件

一同 “ 輸出来先売高増加ノ件

一同族會諮問、吳服店ヘ電燈供給及汽罐裝置改造ノ件

一、吳服店使用ノ電燈ハ本館機械場ヨリ供給致度候

但収支ノ計算ハ別紙調書ノ通り一ヶ年金貳千五百六拾貳円

第一、代金總額ハ金四拾五万円タル事

第二、前項代金ハ來明治三十九年十月三十一日迄向フ參ヶ年

間据置ノ事、但右期間中八年四分(即チ百円ニ付金四円)

ノ割合ヲ以テ計算シ、四月三十日ト十月三十一日ノ兩度ニ

利息ヲ貴會社ヘ支払フ事

第三、第一項ノ代金ハ前項据置期間後向フ十ヶ年賦ヲ以テ支

払フ事、即チ明治四十年四月三十日ヨリ始メ、毎年四月三

十日、十月三十一日ノ兩度ニ貳万貳千五百円宛ヲ支払フ事

第四、第二項据置期間後ノ利息ハ年四分(即チ百円ニ付金四

円)ノ割合ヲ以テ計算シ、年賦金支払期日ニ未払年賦金ニ

対スル分ヲ支払フ事

右約定証仍テ如件

利益スベキ予算ナリ

外ニ屋外電線引込費金七百六拾円ヲ要ス

右ハ至急ヲ要セシニ付、本月九日ヨリ工事ニ着手シ本月末迄ニ竣功スヘキ見込ナリ

一、現在使用ノ汽罐三個内部ヲ改造シ粉炭ヲ使用スル事ニ致度候

但改造方法ハ別紙調書ノ通り、改造費金五千七百七拾円ヲ要ス、改造ニ依リ一ケ年金式千四百式拾円利益スベキ予算ナリ

就テハ蓄電池設置ノ件ハ、呉服店へ送電実施ノ後点燈時間又ハ燈数ノ確定セシ上ニ改メテ設計スルヲニ致度候、東京電燈会社ヨリ電力買入ノ件ハ、現状ニ於テハ利益セサルニ付相見合スヲニ致度候

(別紙取調書略之)

朝吹理事発議

一 恩給内規ニ関スル件

朝吹理事ヨリ使用人恩給ノコトニ付取調ヘタル報告ヲ為セリ、其大要ハ現今使用人ノ総數ハ老千六百四拾老人アリ、今之ヲ解僱シ現行ノ恩給内規ヲ聊モ斟酌スルヲナク勵行シテ慰勞金ヲ給与スルモノト仮定セハ、其金額六拾万參千余円トナル、是迄大体五割以上ノ増額アリシヲ以テ其増加ヲ五割トセハ総額九拾万五千余円、七割トセハ百貳万五千余円、八割トセハ百八万六千余円、十割トセハ百貳拾万六千余円、十二割トセハ百參拾貳万七千余円ノ金額トナル、若シ身元保証金規則ニ

準拠シ、就職ノ初メヨリ毎月其俸給ノ百分ノ十及毎半季受クル所ノ臨時手当金ノ百分ノ二十二相当スル金額ヲ積立タリト仮定シ、此金額ヲ標準トスレハ、高給ニテ採用シタル者ハ短期間ニテモ比較上多額ノ恩給ヲ得ルコトナリ、少給ニテ採用シタル者ハ永年勤続スルモ恩給少ナキ割合トナリ、又且下ノ恩給内規ニ依リ計算スレハ之ニ反ス、例セハ日比翁助ハ勤続八年ニテ貳千貳百余円、岩原謙三ハ勤続二十年ニテ七千六百余円ノ慰勞金ヲ受クルコトナルガ、仮定積立ニ依ルハ日比ハ參千四百余円ニ増加シ、岩原ハ六千六百余円ニ減少スル割合トナレリ、就テハ何レヲ標準トスヘキカ此辺ノ御意向同七度云々陳述アリ、益田理事ハ今日迄ノ例杯ニ懸念スルコトキハ何レニスルモ不権衡ハ免カレサレハ、従来給与ノ割合等ニ頓着ナク新ニ至当ノ案ヲ立テ、爾來特殊ノ効勞アル者ハ直ニ之ヲ賞シ勤勉ナル者ニハ特別賞ヲ与ヘ又ハ増給スル等其時々ニ取計フコトシ、恩給ハ嚴格ニ改定ノ規定ニ依ル方然ルベシ而シテ壯年者ヲ採用シ通例最初三、五年間何分事務不馴ナルカ其後十年若クハ十五年間位ハ最モ役立チ、爾後年々経ルニ從ヒ働キ方鈍ルヲ以テ、滿五十五年ニナレハ所要アリテ引留メル場合ノ外ハ辭職スルコトスル方宜シカラン、就テハ初メノ率ヲ少クシ中頃ヲ多クシ其後ヲ減スル等彼是酌シテニ、三案ヲ立テ、同族方ニモ御考ヲ乞ヒ、我々モ熟考協議スルヲニ致シテハ如何云々陳述アリテ之ニ決ス

以上 ○(皇川千吉郎印)

十一月十三日(金曜日) 午後一時半第五拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、王子製紙株式会社ト三井物産会社トノ契約証案

可決

王子製紙株式会社(以下単ニ製紙会社ト称ス)ハ三井物産合
名会社(以下単ニ物産会社ト称ス)ヨリ借入金ヲ為スニ付、
双方ノ間ニ契約スルヲ如左

り

第一条 製紙会社ハ物産会社ヨリ左記ノ通り借入金ヲ為シタ

一金拾六万円 気田分社工場井水路水害復旧工事費

一金壹万円 パラ流費

一金五千元 共同販売用費

一金五千元 中部工場グライダー機械費

合計金拾八万円也

第二条 製紙会社ハ前条借入金ヲ所定ノ目的外ニ使用スヘカ

ラサルモノトス

第三条 製紙会社ハ第一条ノ借入金并ニ之ニ対スル利息其

他ニ之附帯シテ生スル諸債務ノ担保トシテ其所有ニ属スル

左記ノ不動産并之カ定着物一切ヲ抵当トシテ書入レタリ
製紙会社ヨリ一番抵当トシテ書入レタルモノ左ノ如シ

(不動産ノ表示)

以上ノ土地ニ附属スル定着物并建物ニ附属スル造作其他定
着物一切有形ノ儘

製紙会社ヨリニ番抵当トシテ書入レタルモノ如左

(不動産ノ表示)

以上ノ土地ニ附属スル定着物并建物ニ附属スル造作其他定
着物一切有形ノ儘

第四条 製紙会社ハ原因ノ如何ヲ問ハス抵当物件ノ価格減少
シ若クハ減少セントスル事実アルトキハ、直チニ其旨ヲ物
産会社ニ通知シ、物産会社ノ指定ニ従ヒ増担保ヲ差入ル、
カ又ハ借入金ヲ返済スベシ

第五条 製紙会社ハ物産会社ノ承諾ナクシテ抵当物件上ニ物

産会社ノ抵当權ヲ害スヘキ權利ヲ設定シ、若クハ他ニ抵当
權ヲ設定スヘカラス

第六条 製紙会社ハ抵当物件中ノ建物ニ対シ物産会社ノ承諾

シタル火災保險会社ニ金 円ノ保險ヲ付シ、該保險契約
書ト当該保險会社ノ保險金請求權所有ノ承諾書ヲ物産会社

ニ差入レ、保險料ヲ物産会社ヲ経テ払込ムヘシ、且火災危
険ヲ生シタル場合ニ於テ保險金ハ、物産会社ニ於テ直接ニ

保險会社ヨリ受取ルヲ承諾セリ

第七条 製紙会社ハ本契約ニ依ル債務ヲ完済スル迄ハ必ス火

炎保険ヲ継続スベシ

第八条 製紙会社ハ第八卷条ノ借入金ニ対シ年五分(百円ニ付金五円)ノ割合ヲ以テ計算シタル利息ヲ毎年六月三十日、十二月三十一日ノ両度ニ物産会社本店へ持参支払フベシ

第九条 製紙会社ハ借入金ハ明治三十七年十二月三十一日迄据置キ、明治三十八年一月一日ヨリ向フ六ケ年即チ明治四十三年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ全部返却スベシ
但支払期ハ毎年六月三十日、十二月三十一日ノ両度ト定メ一回ノ払込高、少クトモ壹万五千元以上タルヘキモノトス
(第八条ノ利息ハ本文金額以外ニ之ヲ支払フヘキコト勿論ナリトス)

第十条 製紙会社ハ本契約ニ依ル債務ヲ完済スル迄ハ、其所需用品ノ買付方并ニ其製紙ノ海外一手販売ヲ物産会社ニ委託スヘキモノトス

但委託買付并委託販売ニ関スル件ハ別ニ之ヲ締結スベシ

第十一条 左ノ場合ニ於テハ製紙会社ハ債務支払ニ関スル期限ノ利益ヲ失ヒ物産会社ノ請求ニ従ヒ債務ノ一部若クハ全部ヲ即時返却スヘキモノトス

一、元金又ハ利息ノ支払ヲ怠ラリトモ怠リタル片

二、借入金ヲ所定ノ目的外ニ使用シタル片

三、他ヨリ財産ノ仮差押へ仮処分其他強制執行ヲ受ケタルトキ

四、小切手又ハ手形ノ訴求ヲ受ケタルトキ

五、其他本契約ニ違背シ又ハ物産会社ニ損害ヲ及ボスヘキ行為アルトキ

第十二条 製紙会社ハ本契約ニ違反シタルカ為メ、抵当物件又ハ其所有財産ニ対シ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ承諾セリ

以上

益田専務理事發議

本案ニ関連シテ益田専務理事陳述ノ大要ハ、王子製紙会社専務取締役鈴木梅四郎ヨリ本契約ヲ取換スニ付登記ノ実行ヲ見合スコトニ願度、既ニ總會ニテ決議セシコト故他ニ抵当ニスル等ノ義ハ無論無之、登記料(凡金壹千三百円程)ヲ空シク支出スルハ目下ノ場合如何ニモ惜ク存セラル、依テ必要ニ応シ何時ニテモ登記スルニ差支ナキ様書類ヲ調製シ、右登記料ヲモ添ヘテ差出置クベク云々申出タリ、就テハ登記書類及登記料ヲ当会社ニ取り置カバ登記ハ何時ナリトモ出来ル義ニ付、申出ニ応シテハ如何、尤モ該登記料ハ特ニ銀行へ預ケ置キ、弥々貸金皆済シタル上ハ元利トモ全会社へ返付スルコトニ致度云々陳述アリテ可然ト決ス

以上

十一月二十四日(火曜日) 重役会後左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覧ニテ決判ヲ取リタリ

會員○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、小田柿捨次郎へ臨時賞与支給ノ件

可決

一鉾山会社提出、新造浚渫船命名ノ件

可決

以上 ○(早川千吉郎印)

一全

漢堡出張員ヲ独逸裁判所ニ登録スル件 可決

一全

大阪支店綿花先買高臨時拡張ノ件 可決

以上

協議要項

十二月四日(金曜日) 管理部会ヲ催シタルカ、別ニ議事無之ニ

付、上京中ナル物産会社京城出張員小田柿捨次郎ヲ招キ朝鮮談ヲ

聴聞ス

十一月二十七日(金曜日) 午後一時半管理部会ヲ催シタル別

ニ議事無之、報告ノミニ付記事ナシ

十二月十一日(金曜日) 管理部ヲ催シタルカ別ニ議事無之、益

田、團向専務理事ヨリ九州地方巡回報告等アリシノミ

十二月一日(火曜日) 重役会後左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回
覽ニテ決判ヲ取りタリ

會員○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、京城、馬尼刺、漢堡、桑港ノ四出張員ヲ出張所

トシ登記ノ件

可決

十二月十五日(火曜日) 重役会後左記議案回覽ニテ決判ヲ取り
タリ

會員○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(自署)(団塚麿)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

協議要項

一物産会社提出、台北支店附属基隆倉庫建設認可ノ件 可決

以上

十二月十八日(金曜日) 管理部会ヲ催シタルカ、提案ノ議事ナク、彼是内相談アリタルノミニテ別ニ記スヘキ事ナシ

十二月二十二日(火曜日) 重役会後左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ決判取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

(白野(團琢磨))

○(三井善之助印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一 物産会社提出、倫敦及ランカ☆シャイア火災保險会社代理店引受ノ件 可決
以上

十二月廿六日(土曜日) 午後一時半第五拾貳回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井善之助印)

(白野(團琢磨))

○(朝吹英二印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決
一 全 “ 増給辞令案 可決

一 全 “ 増給辞令案 可決

一 物産会社提出、明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決

一 全 “ 使用人増給ノ件 可決

一 全 “ 小樽所在ノ地所建物売却ノ件 可決

一 全 “ 継続商業損失準備金ノ一部ヲ滞貸準備金ニ振替ノ件 可決

一 鉾山会社提出、明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決

一 全 “ 役員昇給ノ件 可決

一 全 “ 役員懲戒処分ノ件 可決

一 呉服店提出、使用人昇給ノ件 可決

一 全 “ 明治卅六年下半年特別手当支給ノ件 可決

一 重役会提出、特別休暇規則修正ノ件 可決

一 全 “ 恩給基金徴収割合ニ関スル件 可決

一 本会 “ 共用費徴収率決定ノ件 可決

一 三十六年下半年共用費徴収率ハ純益金ノ五分トスル事 可決

理由

共用費規程ハ曩ニ每期ノ純益金ニ依リ徴収率ヲ決定スルコトニ改定相成、本年上半季ニ於テハ七分壹厘ヲ徴収シ、其額金拾參万參千五百九拾九円四拾壹錢ト前期殘高金貳万四千六百六拾円八拾六錢五厘合計金拾五万七千七百六拾円貳拾七錢五厘、内支払高金拾壹万七千四拾壹円貳拾八錢五厘ヲ差引キ、殘額金四万七百拾八円九拾九錢有之ニ付、本期分ハ本文ノ通り徴収率ヲ低減スルコトニ相成然ルベシ (別紙計算表略之)

以上

十二月二十九日（火曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニ
テ決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(團塚勝印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、米山梅吉辞令案

可決

一 物産会社提出、台湾米先売先買認可ノ件

可決

一 全 “ 南条金雄増給ノ件

可決

一 全 “ 杵島塊炭一時買持ノ件

可決

以上

十二月三十日（水曜日） 左記議案至急ヲ要スルヲ以テ回覽ニテ
決判ヲ取りタリ

會員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、明治卅六年下期利益分配案

可決

当期本行ノ損益勘定ハ概算左ノ如シ

金參拾八万円

当期純益金

金拾五万円

滞貸準備積立金

金八万七千円

前期繰越金

合計金六拾壹万七千円也

因テ左ノ通り分配セントス

金拾万円

社員配当金

金拾万円

積立金

金拾万円

別段積立金

金拾八万円

有価証券減価償却

金拾參万七千円

後期繰越金

(別紙表類略之)

(別紙参考書及表類略之)

「本案ハ三十七年一月八日更正ノ上更正提出相成リタリ」

一 滞貸準備積立金支出ノ件

可決

有価証券時価下落ニ付、滞貸準備金積立金拾五万円ヲ以テ右

償却ニ相充テ度候

(別紙表類略之)

以上